



第28回黒潮町議会3月定例会会議録

令和5年3月10日 開会

令和5年3月22日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 10 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 11 日	土	休 会	休 会
3 月 12 日	日	休 会	休 会
3 月 13 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3 月 14 日	火	休 会	委員会
3 月 15 日	水	休 会	委員会
3 月 16 日	木	休 会	休会
3 月 17 日	金	本会議	一般質問
3 月 18 日	土	休 会	休 会
3 月 19 日	日	休 会	休 会
3 月 20 日	月	本会議	一般質問
3 月 21 日	火	休会	休 会
3 月 22 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第5号

令和5年3月第28回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月3日

黒潮町長 松本 敏郎

記

1 期 日 令和5年3月10日

2 場 所 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

令和5年3月10日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	情報防災課長	村越淳
企画調整室長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	建設課長	河村孝宏
海洋森林課長	今西和彦	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

10番 吉尾昌樹

11番 宮地葉子

令和5年3月第28回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和5年3月10日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第64号から議案第104号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

- 議案第 64 号 黒潮町個人情報保護法施行条例の制定について
議案第 65 号 黒潮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第 66 号 黒潮町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案第 67 号 黒潮町情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定について
議案第 68 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 69 号 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 70 号 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 71 号 黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 72 号 黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 73 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号 黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 75 号 黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 76 号 黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 77 号 黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 78 号 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 79 号 黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 80 号 令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 81 号 令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 82 号 令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 83 号 令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 84 号 令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
議案第 85 号 令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 86 号 令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 87 号 令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 88 号 令和 5 年度黒潮町一般会計予算について
議案第 89 号 令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
議案第 90 号 令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
議案第 91 号 令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 92 号 令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
議案第 93 号 令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
議案第 94 号 令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 95 号 令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について

議案第 96 号	令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 97 号	令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 98 号	令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について
議案第 99 号	令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
議案第 100 号	令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
議案第 101 号	黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定について
議案第 102 号	黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定について
議案第 103 号	黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について
議案第 104 号	四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて

議 事 の 経 過

令和5年3月10日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和5年3月第28回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

本定例会でのマスクの着用について説明致します。

本定例会では、自席、今着席のときはマスクの着用、それはもう各自にお任せしますということで。

それから、発言のとき。発言のときは、マスクを外して発言をお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第19号から24号までが町長から、報告第25号から27号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布をしております文書表のとおりです。

陳情第34号および35号を総務教育常任委員会に、陳情第36号から38号までを産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会で配布をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和5年3月第28回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、12月定例会以降の主な事項につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況とワクチン接種について報告させていただきます。

感染症の状況につきましては、現在、全国的あるいは県内的にも感染者数が減少傾向となっている新型コロナウイルス感染症でございますが、現在までの感染者数は、県内で言いますと、県民の4人に1人が感染したという状況となっております。

また、今回の第8波の感染状況については、全国の新規感染者数は減少傾向が継続しており、昨年秋の感染拡大前の水準を下回る状況となっております。

高知県内でも3月1日から2桁台の発生届となっております、感染状況は落ち着きつつあります。

令和5年1月27日付で政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、5月8日

からこれまでの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針を定めております。

次に、ワクチン接種です。

これまでに住民の皆さまにご理解いただき、進めてまいりました新型コロナワクチン集団接種につきましては、令和5年3月1日現在で1、2回目の接種終了者数は8,944名、率にして91.8パーセントとなっております。

オミクロン株対応のワクチン接種をされた方につきましては、1、2回の初回接種を終了した方が対象となりますので、そのうちの5,961名、66.6パーセントが完了しております。

これとは別に小児接種につきましては、5歳から11歳の対象者424名に対し、2回の接種終了者数は79名、率にして18.6パーセントとなっており、そのうち3回目接種が終了している方は、79名中の39名、49.4パーセントとなっております。

生後6か月から4歳までにつきましては、対象者215名に対して、1回目接種終了者数は4名、2回目接種終了者は3名となっております。

また、令和4年度のワクチン接種は令和5年3月31日までが実施期間となっておりますので、引き続き希望者が接種出来るよう、医療機関との調整を行ってまいります。

そして今後の方針につきましては、本年2月、令和5年度の追加接種スケジュール案について国から説明がありました。追加接種可能な全ての年齢の方を対象として、令和5年9月から12月の間に1回の接種、重症化リスクが高い高齢者等にはそれ以前の5月から8月に前倒しして、さらに1回接種を実施することの検討が進んでおります。

以後、住民の皆さまには詳細が分かった段階で周知をしてまいりたいと思っております。

次に、令和5年黒潮町成人式につきまして報告致します。

穏やかな晴天の中、令和5年黒潮町成人式を1月3日火曜日に、ふるさと総合センターにおきまして開催致しました。

今年は平成14年4月2日から平成15年4月1日に生まれた117名のうち、93名の方に参加していただきました。

式典には、できるだけ多くのご来賓の方々のご出席いただきたいところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ご出席を制限させていただきました。

また、保護者の皆さまおかれましては、別室にてテレビモニターによる参観とさせていただきました。

このような状況下での開催につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございました。

新成人の皆さまからは、支えていただいた保護者、地域の皆さまへの感謝の言葉とともに、自分自身が歩みたい将来の抱負について語っていただきました。

今後の新成人の皆さまが、黒潮町民あるいは出身者として、ふるさとに貢献していただくことを期待致しまして、ご活躍を大いに期待しております。

次に、スポーツツーリズム事業についてご報告致します。

町では、土佐西南大規模公園内スポーツ施設、大方球場、土佐ユートピアカントリークラブの恵まれたスポーツ環境を生かして、サッカー、野球、ゴルフを中心にスポーツツーリズム事業を推進しているところでございます。

サッカーにつきましては、高知ユナイテッドスポーツクラブ、ラインメール青森フットボールクラブ、岡山湯郷ベルといった、アマチュア最高峰リーグに所属する社会人チームのキャンプや、小学生から大学

生までの合宿及び大会を実施しております。

野球につきましては、大方球場にて、2月上旬から3月下旬の期間におきまして、高知ファイティングドッグス、明治安田生命、同志社大学、高岡法科大学、新潟アルビレックス、札幌学院大学による切れ目ないキャンプが実施できております。

ゴルフにつきましては、ゴルファー及び中学生から社会人までのアマチュアゴルファーによる合宿を実施しております。

また、一部のプロゴルファーには、合宿期間中チャリティーゴルフコンペを開催していただき、その募金を町へ寄付していただきました。

なお、岡山湯郷ベル、明治安田生命、同志社大学、札幌学院大学の4団体は、これまでの誘致営業の成果もあり、当町で初めてのキャンプとなっており、それぞれのキャンプの期間中は、野球教室やサッカー教室、町内保育所訪問など、競技力の向上及び地域の賑わいを生み出す交流事業も実施していただいております。

1月から3月までのスポーツツーリズムによる宿泊者数を見ますと、延べ約7,100人がスポーツ宿泊の見込みとなっております。

令和4年4月から12月までの実績と合わせた1年間では、延べ約1万4,600人のスポーツ宿泊の見込みとなっております。

スポーツツーリズムによる宿泊者数は、平成30年度の1万2,021人泊をピークに、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度は1万1,773人泊、令和2年度は4,840人泊、令和3年度は7,708人泊と減少してはりましたが、今年度は約1万4,600人泊と、過去最高の実績見込みとなっております。

新型コロナウイルスや天候の影響によるキャンセルを含むと、目標値である1万5,000人泊を確実に達成できる見込みでございます。

今後も、関係機関やスポーツ団体とのつながりを継続することで、各種スポーツ大会や合宿を誘致し、さらなる競技力の向上及び地域の賑わい創出ならびに経済効果の拡大を目指し、スポーツツーリズム事業を推進してまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和5年度の一般会計及び特別会計をご審議いただくに当たり、町政運営の基本方針及び主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

本町の最上位計画である黒潮町総合戦略は、産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成されており、戦略期間については、令和4年度が最終年度となっております。

この計画については、国の示す地方版総合戦略や国の動向であるデジタル田園都市国家構想の推進にあわせて、福祉、教育、防災の各基本計画における運用期間の差異等を修正し、平成30年度から令和6年度までの7年間を戦略期間として定め、引き続き、本町の最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向け、町民にとって有益となる各種施策の推進を図ってまいります。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年5月に高知県が公表した令和元年度市町村経済統計の概要によると、本町の令和元年度の総生産額は前年度比4億5,600万円の減、名目経済成長率は前年度比1.8パーセントの減となりました。

マイナス成長の要因は、世界経済の減速や消費税増税、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けたものだと思われます。

産業別の状況では、平成30年度では第1位の水産業は前年度比6億2,100万円減で第3位になる一方、建設業が前年度比3億6,800万円増で町内総生産に占める産業では第1位となりました。

高知県下の状況として、水産業は、海面漁業において、ビンナガマグロやカツオの不漁などにより比較可能な昭和39年以降で過去最低の漁獲量となったほか、海面養殖業においても、ブリ類やクロマグロの収穫量が減少しました。

建設業は、防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を追い風に防災、減災に資するインフラ整備等の加速等が増の要因として挙げられます。

また、医療、保健衛生、社会福祉、介護に係る保健衛生、社会事業は、産業別で第2位、前年度比7,400万円の増となっている中、持続可能な社会保障体制の整備は喫緊の課題であります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、平成30年度から令和4年度の5年間で、1人当たり所得金額は年平均1.3パーセントの増となっています。そのうち、営業所得は年平均5.1パーセントの伸びで、令和4年度の単年度で見ると前年度比で19.8パーセント増となっており、コロナ禍における厳しい世の中ではありましたが、明るい兆しが見える結果となりました。しかしながら、農業所得は単年度で見ると2.0パーセント減となっており、業種によって偏りがあることも見て取れる状況です。

これらを踏まえ、令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の高騰、欧米各国の金融引き締めによる世界的な懸念など、我が国を取り巻く環境の厳しさが増す中ではありますが、国、県の動向も把握しつつ、町総体としての経済状況、また地域の実情を丁寧に確認し、行財政改革を含め、複合的に施策を推進していく必要があります。

総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数によりますと、令和3年1月1日現在、人口1万859人の本町の高齢化率は44.6パーセントとなっており、令和2年より0.5ポイントの増加となっています。

また、65歳以上人口4,781人に対して20歳から64歳までの人口は4,545人で、本町では1人の若者が1人の高齢者を支えるという、いわゆる肩車型社会へ既に突入をしております。

このような状況の中、地域コミュニティを維持、継続していくためには、高齢者の健康寿命を延ばし、それぞれが地域社会の中で活躍できるよう施策の充実を図ることはもちろんですが、喫緊の課題であるデジタルデバイド、いわゆる情報格差を解消し、デジタル化のメリットを享受できる豊かな暮らしの実現を図っていくことも重要であります。

国勢調査につきましては、5年ごとに行われるため、令和2年度実施の国勢調査の結果が最新となります。本町の令和2年10月1日現在の国勢調査人口は1万262人で、前回調査比較8.5パーセント955人の減となっております。この国勢調査の結果は、国や地方自治体等の各種施策の基礎となる数値に使われることから、本町の最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向けて、既存の施策、事業の継続と見直しを図るとともに、更なる施策の展開が必要でございます。

本町の財政状況は、令和3年度決算で、地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は56億2,982万4,000円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.19、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は5.8パーセントとなっております。令和3年度決算の普通会計歳入決算額は116億7,401万円、歳出決算額は111億2,785万4,000円で、実質収支が3億2,908万4,000円の黒字、経常収支比率は88.7パーセントとなっています。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち実質公債費比率は9.6パーセント、将来負担比率はマイナス33.2パーセント、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は共に黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含めても、早期健全化基

準、財政再生基準を下回っているため、本町の財政状況は健全であると言えます。

また、令和3年度決算での地方債残高は114億9,059万8,000円、積立金現在高は51億8,281万9,000円となりました。

続いて、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計当初予算は109億8,500万円で、前年度の当初予算と比較すると2.2パーセント、2億3,500万円の増となりました。

また、12の特別会計を一般会計に加え、重複分を除いた純計額は144億675万3,000円で、前年度当初と比較して1.9パーセント、額にして2億6,422万6,000円の増となりました。

一般会計の歳出を性質別で見ると、義務的経費のうち、人件費は16億8,365万2,000円で前年度比0.3パーセント、494万6,000円の減となっていますが、扶助費は老人保護措置、障害者自立支援給付費、出産、子育て応援交付金の増等により、6億5,069万5,000円で前年度比8.0パーセント、4,825万8,000円の増、公債費は16億3,351万8,000円で前年度比3.1パーセント、4,946万2,000円の増で、義務的経費全体では39億6,786万5,000円、全体構成比で36.1パーセントを占めており、前年度比2.4パーセント、9,277万4,000円の増となっております。

投資的経費につきましては、17億7,248万2,000円で前年度比2.8パーセント、4,806万4,000円の増となっており、公営住宅整備事業、社会資本整備事業、これは町道等でございます。そして高規格道路整備事業、黒潮町衛生センター施設修繕事業のほか、佐賀地区漁業集落環境整備事業、防火水槽設置事業等の予算を計上致しました。

その他の経費は、52億4,465万3,000円で前年度比1.8パーセント、9,416万2,000円の増となっており、コロナ対策経費の減はあったものの、デジタル推進に係る費用の増、ふるさと納税事業に係る経費、事前復興まちづくり計画策定委託事業のほか、あったかふれあいセンター事業、重層的支援体制整備事業等の予算を計上致しました。

次に、歳入です。

歳入は自主財源のうち町税を前年度比4.5パーセント増の8億3,463万6,000円、寄附金はふるさと納税寄附金を前年度同額の10億円で見込み、計上しております。依存財源のうち地方交付税は国の令和5年度地方財政計画及び普通交付税の試算を勘案して、前年度比2.4パーセント減の41億円としました。

国庫支出金は、デジタル田園都市国家構想推進交付金5,383万5,000円の予算計上がるものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といったコロナ対応の補助金が無くなったこと等により、前年度比9.9パーセント減の10億5,742万7,000円となっております。

県の支出金は、地籍調査事業費補助金、地域防災対策等加速化臨時交付金の減等を見込むものの、県知事選挙及び県議会議員選挙費委託金、あったかふれあいセンター事業費補助金、重層的体制整備支援事業費交付金、高規格道路関連補助金の増等により、前年度比4.7パーセント増の8億8,599万8,000円となっております。

町債は、臨時財政対策債を令和5年度地方財政計画及び試算を勘案し、前年度比70.4パーセント減の2,000万円とし、その他、各種事業への財源充当を見込んで、町債総額としては前年度比23.5パーセント増の11億7,740万円の予算を計上致しました。

繰入金は、普通建設事業の財源等目的のある基金のほか、財源不足を補う財政調整基金からの取り崩し等により、前年比23.1パーセント増の10億9,097万6,000円を予定しております。

その他、令和5年度税制改正などを踏まえ、各種交付金等の予算を計上致しました。

続いて、黒潮町総合戦略によるアクションプランに基づき、各種施策について申し上げます。

まず、創生基本計画アクションプラン、地産外商により安定した雇用を創出するのうち、農業の振興、推進では、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足は喫緊の課題でありますので、各種の支援施策を推進してまいります。令和5年度においてもハウス整備事業施設レモン産地化支援事業のほか、新規就農支援として、農業次世代人材投資資金、新規就農育成総合対策事業により、担い手づくりと就労支援を図ってまいります。

また、所得向上の施策や新品種、新品目の挑戦支援、農業経営収入保険の補助を継続するほか、黒潮町農業公社への地域おこし協力隊の雇用により、支援の充実に努めてまいります。

林業の振興、維持では、森林環境譲与税を引き続き活用し、森林整備や人材育成、担い手の確保等を行うとともに、令和4年度に設立された幡多広域組織幡多地域森づくり推進センターにおいて、林業の成長産業化や森林資源の適切な管理を一体的に実施してまいります。

また、入野松原保全については、防除対策と伐倒駆除対策に併せて、松苗植樹を継続実施し、令和4年度策定の入野松原再生計画により、松原保全の事業を展開してまいります。

その他、効率的な森林整備のための支援として高性能林業機械整備事業補助金、町産材の活用促進のための町産材利用促進事業費補助金等により林業の振興、維持を図るとともに、有害鳥獣防止対策に係る予算を計上し、農作物の被害軽減を図ってまいります。

水産業の振興、維持では、令和元年度から実施しているカツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業を継続するとともに、土佐佐賀もどりカツオ祭等の文化発信事業により、産業面だけではなく文化面からもカツオ漁を絶やさぬ活動を、一層強化してまいります。

また、水揚げ促進事業費補助金により、漁業経営体への支援や黒潮町への水揚げ誘致を図り、港の活性化に努めてまいります。

沿岸漁業対策では、イセエビ漁場の造成のため投石魚礁設置工事やアカアマダイ、ナマコの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金などを計上しております。

その他、漁船導入支援事業補助金や入野漁港畜養水面低質改善事業補助金の予算を計上し、水産業の振興、維持に努めてまいります。

商工業の振興、維持では、事業者に対しては、コロナ禍における影響を考慮しつつ、中小企業等融資保証料補給、利子補給などを行うとともに、創業支援、事業承継等については、経営支援会議による支援や黒潮町商工会との連携により、必要な対応を図ってまいります。

また、観光施策については、コロナ禍においても本町に所在する各種施設や豊かな自然を観光資源として実施してきたところでございます。

以後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて5月8日から、5類感染症に位置付ける方針を踏まえつつ、スポーツツーリズム誘客促進事業をはじめ、一般観光や防災ツーリズムにも力を入れた取り組みを、観光ネットワークやNPO砂浜美術館等の関連団体と連携し、推進していくこととしております。

その他、高規格道路の延伸に伴い、道の駅などの集客施設の機能強化も必須であるため、関係団体や先進地の取り組みに学び、早急な対応に努めてまいります。

第三セクター活用による町内産業の活性化、町外市場の開拓では、町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階における個別支援や、企業の持続化を図るため、地場産品外

商力強化事業の予算を令和5年度も計上し、町内事業者の経営支援を黒潮町商工会とともに図ってまいります。

また、ふるさと納税を活用した町外市場の開拓、黒潮町の魅力を発信するための首都圏飲食店におけるフェアへの参加など、地場製品のPRや販路拡大を行うため、幅広く事業を展開してまいります。

その他、特産品処理加工施設の移転に係る費用として、用地取得費の予算を令和5年度に計上致しました。

新しい人の流れをつくる、移住の促進では、まち、ひと、しごと創生人口ビジョンに示した2060年に人口6,800人を維持するため、施策の強化が必要であります。

現在、移住相談員の配置、移住相談会、移住ウェブサービスやSNSを活用し、移住窓口の体制や情報発信の充実を図っているところでございます。

また、定住に向けた住宅環境の整備を推進するため、町内の空き家のリフォーム費用定住促進住宅整備事業を補助するほか、老朽住宅除去に係る補助事業を継続して予算計上しております。

今後においては、住宅除去事業後の跡地利用について検討する等、より一層の研究を重ね、課題の解決に努めてまいります。

若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望を叶える、出会いの場の創出では、厚生労働省の人口動態調査の概況によると令和2年度の平均合計特殊出生率は、全国1.30、高知県1.45となっています。本県は全国数値を上回っていますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の2.07からは乖離（かいり）があります。出生率の低下は未婚化と晩婚化が原因とされていることから、引き続き、出会い創出の交流型、体験型イベントを計画しているところでございます。

令和5年度においては、コロナ対応の緩和により、イベントの実施も見込まれることから、映画祭等出会い創出のイベントに係る経費のほか、結婚に伴う経済的負担を軽減するための結婚新生活支援事業補助金の予算を計上しております。

妊娠、出産及び子どもの健康のための支援、子育て支援策の充実では、黒潮町における令和3年中の出生数は39人、前年比4人減となっております。減少傾向が続く中、経済的要因や医学的要因により出産数が低下しているともいわれています。

これらを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、子育て世帯包括支援センターを設置し、児童福祉に係る多様化した課題に対応してまいります。

安心して治療を受けられる環境づくりのため、不妊治療補助金、妊婦乳児一般健康診査、産前産後サポート事業、初回産科受診料支援事業や妊娠期から出産、子育てまでの一貫した伴走型相談支援を行うため、出産、子育て応援交付金事業のほか、乳幼児医療費助成や義務教育期間の医療費助成等も含め、産前産後のサポートを厚く実施するための予算を計上しております。

保育所運営においては、引き続き町内4園体制を維持し、0歳児保育延長保育を実施し、全園の完全給食による食育の推進や保育士等の質の向上により、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障してまいります。

その他、町内唯一の高等学校である大方高校を存続し、人材育成における教育現場とするため、高校魅力強化支援事業として、公設塾や女子サッカー部指導者の招聘（しょうへい）、就学支援金、町外学生受入支援金のほか、学生寮建築の設計及び不動産鑑定に係る費用の予算を計上しております。

地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくる、中山間地域の維持、活性化では、地域で互いに支え合いながら安心して暮らし続けていける仕組みづくりのため、集落活動センターやあったかふれあい

センターを町内各所に設置しており、各施設の運営費用の予算を計上しております。令和5年度は、佐賀北部地域における地域の物流等支援事業庭先集荷の経費や外部専門家地域力創造アドバイザーによる調査委託の予算を計上し、中山間地域の抱える課題を解決する一助になるよう事業を展開してまいります。

また、高齢化が進む中で、中山間地域を中心として交通弱者が増加することが予想されます。令和3年度策定の地域公共交通計画により、これまでの取り組みの評価と課題の洗い出しから、公共交通の再編を図ることを踏まえ、今後、延伸が進む高規格道路の整備と一体化した本町の将来像を見据えた対応を図らなければなりません。

健康的な生活の推進では、病気には早期発見、早期治療が重要であるため、各種検診の実施は必要不可欠です。引き続き、受診勧奨を行いながら、健康的な生活の推進を図ってまいります。

地域ぐるみによる安全、安心のまちづくりでは、自助、互助、共助による地域の在り方は、南海トラフ地震とそれに伴う津波災害の場面において重要な考え方であり、平時から地域において住民同士が互いの役割を認識し、互いに支え合う地域防災の実現を目指します。今後、災害時に津波被害の少ない高台への宅地造成の取り組みを進め、安心して住み続けることができるまちづくりに向けた環境整備に取り組んでまいります。

ふるさとづくりの推進、共生のまちづくりでは、本町の各地域において受け継がれてきた伝統行事や文化をしっかりと後世に受け継ぐため、デジタルアーカイブとして地域伝統文化の保存を随時行っております。地域の伝統行事等は本町での暮らしをイメージする上で貴重な参考資料となることから、移住希望者に向けたPR素材としても積極的に活用してまいります。

未来技術を活用した暮らしの向上では、人口減少、少子高齢化などの従来からの課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の課題により生じた様々な課題に対応するため、令和4年度に策定した黒潮町デジタル化推進計画に基づき、住民が安全で安心、快適に暮らすことができ、豊かさを実現できる社会の推進を図ります。

令和5年度においては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、スマート窓口導入に係る経費の予算を計上し、窓口サービスの簡素化や充実化を図ってまいります。

また、脱炭素社会に向けた取り組みの推進においては、黒潮町地球温暖化対策実行計画事務事業編、区域施策編に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

令和5年度は脱炭素カルテ作成のための会計年度任用職員の人件費等の予算を計上しておりますが、現在、国に対して脱炭素先行地域計画の提案を行っているため、この計画が仮に認められれば、今後の補正予算で対応する等、新たな予算を提案し、大きく事業が動き出すこととなります。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項でございます。

まず、福祉基本計画アクションプラン。

福祉基本計画では、本計画は、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、来るべく少子高齢化社会に対応した黒潮町版地域包括ケアシステムの構築を本計画の基本目標としており、民間企業やNPO法人、社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員などのほか、各地区の積極的な関与により構築していくものであります。

令和5年度は第3期黒潮町地域福祉計画の初年度となり、新たな施策となる重層的支援体制整備事業を実施していくこととなりますが、あったかふれあいセンターが核となり、ヤングケアラー、引きこもり、貧困、障がいなどさまざまな課題を抱え、孤立化する世帯が増加する中でも、これらの課題を多機関協働により相談支援を行うことで、交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を図ってまいり

ます。

地域課題の洗い出しや個別、複合的対応など、課題解決の難しさはありますが、子ども家庭総合支援、権利擁護支援、要配慮者対策をはじめ、感染症対策等の喫緊の課題も組み入れながら、生活課題や福祉課題の複雑、多様化にスピード感をもって努めてまいります。

また、現在、国の定める健康寿命延伸における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、令和5年4月開始を目標に、関係部署が連携を図り、既存事業の整理と精査及び新たな施策の拡充を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

次に、教育基本計画アクションプラン。

教育基本計画では、本計画の柱をふるさと、キャリア教育とし、子どもの成長に地域総がかりで積極的に関わり、ふるさと貢献意識を育てることを具現化するため、人間関係の構築とコミュニティの一員として自覚をもった児童生徒の育成を行ってまいります。令和5年度は佐賀中学校3年生を対象としたカツオマイスター育成プログラムを実施するための予算を計上しており、カツオのわら焼きタタキ作りの技術を習得するとともに、各種発表の場での経験により、自己肯定感や自己有用感の向上を図ってまいります。

また、GIGAスクール構想におけるデジタル教育の推進においては、児童生徒だけでなく教職員の負担軽減を図るため、ICT支援員を引き続き配置することで、学びを保障し、創造性を育むICT教育環境の実現に取り組んでまいります。

その他、教育委員会と福祉部門が一体となった総合的な支援体制の構築により、保護者や家庭への支援と教育を切れ目なく実施する体制を整えてまいります。

最後に、防災基本計画アクションプラン。

防災基本計画では、防災対策において、南海トラフ地震、津波対策は黒潮町地域防災計画に基づき、津波避難タワーや避難路等のハード面と、地域との協力による地区防災計画や避難所運営マニュアル等のソフト面の充実を図ってまいりました。

引き続き、木造住宅耐震改修補助金、ブロック塀対策費補助金、家具転倒防止対策補助金事業により、耐震対策の必要性を周知してまいります。

土砂災害等の一般災害対策は、ワークショップを行い、自主避難計画を作成しましたが、今後においても地域特性を理解し、自助、共助を基本とする災害対策の仕組みを講じてまいります。

また、学校での防災教育プログラム台風、大雨洪水、土砂災害防災教育についても積極的な関わり合いを持ち、防災力の向上、底上げに努めてまいります。

その他、防災拠点施設の整備、医療救護活動体制の構築等についても計画的な対応が必要であるため、町職員においては他部署との連携及び防災のICT化についても積極的な検討を図りながら、職員防災訓練により、各種マニュアルの実効性と即応性を高め、非常時にしっかりと対応ができるように努めてまいります。

また、事前復興まちづくり計画の取り組みについては、令和5年度において、計画策定に係る予算を計上致しました。ワークショップ等を行いながら、令和6年度中の計画策定を目指してまいりますので、ご協力よろしくお願ひします。

以上、各種施策についての説明として、結びに一言申し上げます。

令和4年は、令和2年からの激動のコロナ対応や緊迫した社会情勢の影響を受けた閉塞感の漂う1年であったと思います。

昨年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、その緊迫した社会情勢の中で令和4年度を迎

えることとなった結果、コロナ禍のワクチン接種対応等、コロナ対策の継続に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響等による物価高騰等の対策を行ってまいりました。

一方、国内においては、地域のデジタル化、マイナンバーカードの取得促進、脱炭素化の推進、教育の改革、消費税のインボイス制度導入における対応など、大きな影響のある各種施策が歩みを止めることなく進んでいる状況でございます。

新たな施策により生活環境が改善され、さまざまな行政課題が解決されていく一方で、時間の経過とともに新たな課題も発生していることから、日々の社会変化を敏感に捉えながら、スピード感を持って、さらなる施策の充実を図ることが重要であります。

しかしながら、時には立ち止まり、ゆっくり腰を据えて物事を静観することがあっても良いのかもしれませんが。慌ただしい生活の中で、ふとこのように思う今日この頃でもあります。

このような環境下であっても、私たちは引き続き、地方自治法にある住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、既存事業の効果検証と整理を行いながら、知恵を絞り、新たな施策の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、黒潮町のさらなる発展に向けて、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の令和5年度の施政方針と致します。

最後に、お時間を頂きまして、明日、東日本の大震災の発生から12年目を迎えるに当たりまして、一言追加して申し上げます。

先ほど申しましたように、明日、3月11日は2011年の東日本大震災から12年となります。

そして、今もなお避難生活を余儀なくされている方がおられます。

この間、私たちは、その震災を教訓として、さまざまな対策を講じることができました。

また、その中で多くの方と関わり関係性を築くことができました。

私たちは、引き続きこの未曾有の被害を忘れず、人々の気持ちに寄り添い、共に歩んでまいりたいと思います。

最後になりますが、改めまして、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げるとともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番吉尾昌樹君、11番宮地葉子君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの13日間としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月22日までの13日間に決定しました。

日程第3、議案第64号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第104号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでを一括議題とします。

なお、本日の議事につきましては提案理由の説明のみとし、質疑および委員会付託については3月13日に行うものと致します。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和5年3月第28回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきましてご説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第64号黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第104号四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでの41議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が5件、一部改正が11件、補正予算が8件、令和5年度当初予算が13件、指定管理者の指定が3件、協定の一部変更が1件の合計41議案となっております。

まず、議案第64号黒潮町個人情報保護法施行条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、令和3年公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の一部改正等が、地方公共団体においては、令和5年4月1日から施行されることに伴い、現行の黒潮町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する黒潮町個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

次に、議案第65号黒潮町情報公開、個人情報保護審査会条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、先の議案第64号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、現行の黒潮町情報公開条例を一部改正するとともに、両条例に規定する黒潮町情報公開、個人情報保護審査会の整合を図り、黒潮町の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するために、条例を制定するものでございます。

次に、議案第66号黒潮町企業版ふるさと納税基金条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、企業版ふるさと納税制度により、黒潮町に寄せられた寄附金を適正に管理し、まち、ひと、しごと創生寄附活用事業に関連する施策および、寄附者の意向を反映した施策に効果的に活用するため、黒潮町企業版ふるさと納税基金を設置する条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第67号黒潮町情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、行政手続き等のオンライン化について定められている情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく手続き等以外について、各種条例、規則に基づく行政手続き等のオンライン化に必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、納税者の利便性向上を目的とし、本年4月より、督促手数料を廃止する事に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第69号黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬を新たに規定するため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第 70 号黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、コロナ禍における各種事業等の際にも事業者等から商工係、産業振興係及び、観光係が一体である方が望ましいとのご意見をいただいたことも考慮し、事務の充実と効率化を図り、住民サービスの向上を目指すため、町行政組織の一部の所掌事務を移行するものでございます。

次に、議案第 71 号黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和 4 年 4 月、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立したことにより、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則が一部改正され、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改定されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 72 号黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、本年 4 月より開始される住民票および印鑑登録証明のコンビニ交付に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 73 号黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 74 号黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、上位法であります道路法施行令の一部を改正する政令が、令和 4 年 12 月 14 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 75 号黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、昨年 3 月に完成した佐賀橋川地区の集会所を、町立の集会所として追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 76 号黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、今議会に議案第 64 号、として上程しております黒潮町個人情報保護法施行条例の制定に関連し、個人情報の適正な取扱いのため、個人情報保護法を適用するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 77 号黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 4 年 11 月 30 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、家庭的保育事業所等に安全計画を策定することを義務付ける規定を新設するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 78 号黒潮町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が成立し、令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第79号黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が成立し、令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第80号令和4年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億483万1,000円を減額し、総額をそれぞれ113億3,977万3,000円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、1款議会費では、実績見込みによる人件費の調整等により79万円の減額。

2款総務費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、ふるさと納税基金の積立金の充当調整などにより、1億8,276万9,000円の増額。

3款民生費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、各事業の決算見込みにより7,918万7,000円の減額。

4款衛生費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、国民健康保険直診会計において、医師の給与等について調整し、繰出金の減を行うなどにより、3,082万6,000円の減額。

5款労働費では、決算見込みによる調整により、35万6,000円の減額。

6款農林水産業費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、新規就農者育成総合対策事業就農者経営発展支援等の補助金など、各種事業の精算により6,867万8,000円の減額。

7款商工費では、実績見込みによる人件費の調整の他、各種事業の見込みによる不用分等により、1,087万円の減額。

8款土木費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、がけくずれ住家防災対策事業工事や町営住宅等整備工事など、事業実績による減額などにより、4,958万3,000円の減額。

9款消費費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、それぞれの事業費等の決算見込みにより、2,379万3,000円の減額。

10款教育費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、事業費等の決算見込みにより、1,671万8,000円の減額。

11款災害復旧費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、農業用施設災害復旧工事に係る資材高騰等により540万円の増額となり、一方で、農地災害復旧費の実績見込みによる減額があり、全体で219万9,000円の減額。

これらの歳出に対する歳入は、分担金、及び、国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより、減額補正とし、財政調整基金及び減債基金などにおいて、収支の調整を行っております。

次に、議案第81号令和4年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ369万円を減額し、歳入歳出総額を1,754万円とするものでございます。

この減額の主な要因は、新規貸与希望者が少なかったことに伴い、貸付金の減額するものでございます。

次に、議案第82号令和4年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,590万1,000円を減額し、歳入歳出総額を14億1,555万7,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込み額による人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第83号令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ107万7,000円を減額し、歳入歳出総額を17億8,124万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込み額による人件費等の調整による減額、及び、特別調整交付金の増額などが確定したことに伴い、一般会計繰入金等を減額するものでございます。

次に、議案第84号令和4年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ54万3,000円を減額し、歳入歳出総額を2億2,559万5,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費等の減額及び、その減額に伴う一般会計繰入金等の減額によるものでございます。

次に、議案第85号令和4年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ2,877万4,000円を減額し、歳入歳出総額を4,761万2,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る人件費等の調整によるものでございます。

次に、議案第86号令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ7,122万6,000円を減額し、歳入歳出総額を17億5,811万円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第87号令和4年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ65万4,000円を減額し、歳入歳出総額を1,648万円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第88号令和5年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

令和5年度の予算編成に当たっては、基本方針及び、黒潮町総合戦略に基づくとともに、新型コロナウイルス感染症の推移による修正を加え、新型コロナウイルス感染症における感染予防の継続と、アフターコロナの時代を見据えた経済対策を推進する、反転攻勢施策の充実。製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組み。妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化。黒潮町版地域包括ケアシステムの深化による地域社会の構築。自ら考え判断し行動できる力、学び続ける力の育成。全ての自然災害に対する防災、減災施策の推進。移住、定住対策の推進及び安全な住宅地の形成。高規格道路の早期完成と関連事業の推進。カーボンニュートラル社会などSDGsの展開とDX活用による、新しい時代に対応したまちづくりの推進の9点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう予算計上を行っております。

収支の状況の概略をご説明致します。

令和5年度一般会計当初予算は、109億8,500万円で、前年度比2.2パーセント、2億3,500万円の増額となっております。

歳入の自主財源は、町税8億3,463万6,000円、繰入金10億9,097万6,000円など、33億9,067万5,000円を見込み、依存財源は、地方交付税41億円、国庫支出金10億5,742万7,000円、県支出金8億8,599万8,000円など、75億9,432万5,000円を見込んでおります。

また、各種交付金等は令和5年度税制改正などをふまえて試算し、寄附金は、ふるさと納税を前年度同額の10億円と見込んでおります。

町債は、11億7,740万円。

繰入金は、財源不足を補うための財政調整基金から3億8,278万2,000円などの繰入を予定しております。

歳出では、義務的経費が人件費16億8,365万2,000円、扶助費6億5,069万5,000円、公債費は16億3,351万8,000円など、39億6,786万5,000円を計画し、投資的経費は、普通建設事業費17億4,651万7,000円（など、17億7,248万2,000円を計上しております。

また、令和5年度末の一般会計に属する地方債現在高は、105億1,270万1,000円の見込みとなっております。

次に、議案第89号令和5年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,482万2,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして96万円、率にして、6.1パーセントの減額となっております。

内容につきましては、昨年度と、同様の予算となっております。

次に、議案第90号令和5年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ14億1,999万7,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして4,694万6,000円、率にして3.2パーセントの減額となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第91号令和5年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億5,073万1,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして793万3,000円、率にして0.5パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、県に納付する国民健康保険事業費納付金の減額によるものとなっております。

累積赤字は解消しておりますが、被保険者の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見通しにおいても、厳しくなることが想定されていることから、本年度において税率改正の試算を行うこととしております。

次に、議案第92号令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億3,601万2,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして1,037万9,000円、率にして4.6パーセントの増額となっており、内容につきましては、昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第 93 号令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 6,167 万 4,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 1,210 万円、率にして 16.4 パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、常勤医師となったことによる代診医師に係る委託料等が減額になったことによるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 94 号令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 232 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 34 万 1,000 円、率にして、12.8 パーセントの減額となっております。

減額の要因としましては、債務者の弁済が進んだことによるもので、内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 95 号令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 18 億 1,958 万 9,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして、2,506 万 7,000 円、率にして 1.4 パーセントの増額となっております。

内容につきましては、事業の一部が、一般会計の民生費の中の重層的支援体制整備事業へ移行しておりますが、それ以外につきましては、昨年度と、同様となっております。

次に、議案第 96 号令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,939 万 6,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 87 万 5,000 円、率にして 4.7 パーセントの増額となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 97 号令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 8,915 万 8,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 1,843 万 2,000 円、率にして 26.1 パーセントの増額となっております。

この増額の要因は、公営企業会計への移行に伴う委託費と、施設の長寿命化を図るための機能強化工事、ポンプ場通報装置のデジタル化のための改修工事の増によるものでございます。

次に、議案第 98 号令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 851 万 4,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 208 万 2,000 円、率にして 32.4 パーセントの増額となっております。

この増額の要因は、公営企業会計への移行に伴う委託費と、施設の修繕費用の増によるものでございます。

次に、議案第 99 号令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 3 億 1,646 万 1,000 円とするものでございます。

前年度比では金額にして 2,586 万 9,000 円、率にして 8.9 パーセントの増額となっております。

この増額は、主にインターネットサービス事業を公設公営方式から公設民営方式に変更する際に必要な機器購入費などを計上したことによるものでございます。

次に、議案第 100 号令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第3条予算で、収入の総額を3億1,747万4,000円に、支出の総額を2億7,194万6,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出である第4条予算の施設の整備、改良として、ろ過施設の実施設設計委託や取水ポンプの更新工事、配水管の更新や移設工事を行うこととしております。

次に、議案第101号黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、児童福祉法第35条第3項、及び第40条、並びに黒潮町立児童館設置管理条例第1条に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするために設置しております。

令和4年12月8日より公募を実施したところ、特定非営利活動法人はらから代表理事川崎健太郎氏1者から応募がありました。

特定非営利活動法人はらからにつきましては、これまでも指定管理者としての実績もあり、適切な運営がなされていること、また、地域貢献、地域雇用ができており、事業計画も適切であり、指定管理者候補として適当であると判断し、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条により、指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町佐賀3120番地2、特定非営利活動法人はらから、代表理事川崎健太郎を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第102号黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、土佐西南大規模公園内の優れた自然景観を有する本町において、観光及びレクリエーション客等の公園利用者の増客により地域間交流の拡大を図り、もって公共の福祉の増進と観光産業の活性化に資するために設置しております。

令和5年1月4日より公募を実施したところ、有限会社ビオス代表取締役土居忠氏1者から応募がありました。

有限会社ビオスにつきましては、当該施設の現在の指定管理者であり、食堂では地域の食材を使用したメニューを提供し、直販所でも地域商品を中心に販売しております。また、地元スタッフが接客することで交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献していただけることが期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条により、指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町浮鞭953番地1、有限会社ビオス、代表取締役土居忠を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第103号黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、当初、魚醤の製造施設として黒潮町の佐賀漁港の隣接地に設置され、魚醤製造が衰退したのちに、水産加工施設として、新たな活用がされております。

令和5年1月4日より公募を実施したところ、明神水産株式会社代表取締役明神正一氏1者より応募がありました。

明神水産株式会社につきましては、地域製品の加工販売を行い、また、地元地域との連携を図ることにより、質の高いサービスを提供するとともに、安全、安心な加工品の販売促進に取り組んでおり、経営の

安定した施設運営が期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条により、指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町佐賀763番地、明神水産株式会社、代表取締役明神正一を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

最後に、議案第104号四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて説明させていただきます。

平成22年1月19日に、四万十市ならびに宿毛市と黒潮町との間で締結しております定住自立圏の形成に関する協定におきましては、現在、令和2年10月9日に一部変更した協定に基づき、圏域で連携する取組みを推進しているところではありますが、四万十市を中心に進めておりました看護系4年制大学の誘致に関して、昨年11月に誘致断念を決定したことに伴い、協定から取組みを削除し、現状に即した内容へ修正するため、協定の一部を変更するものでございます。

説明は以上でございますが、この後、副町長、ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

なお、議会最終日に教育委員会の委員の任命につきましての議案を1件追加させていただく予定となっておりますので、どうかよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中でありますが、この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 32分

再 開 10時 45分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第64号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についてにつきまして、補足説明を行います。

この条例制定案は、令和3年公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の一部改正等が、地方公共団体においては令和5年4月1日から施行されることに伴い、現行の黒潮町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する黒潮町個人情報保護法施行条例を制定するものです。

議案書は、3ページ、条例案は4ページとなっております。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、議案書4ページをお開きください。

第1条は、条例の趣旨を規定しています。個人情報保護法施行に関し、必要事項を次の第2条以下に規定しているものです。

第2条は定義の規定で、第2項に実施機関として、町長をはじめ6機関を規定しています。

改正法の適用対象から議会が除かれることより、現行条例から議会を除いた6機関を実施機関としています。

第3条は手数料等の規定で、公開請求に係る手数料は無料で、第2項に規定する行政文書の写しの交付

については、規則に定める額の負担とすることは現行条例から変更はありません。

次の第4条は、審査会への諮問として特に必要があると認める場合に、今議会上程の黒潮町個人情報公開、個人情報保護審査会条例に規定する審査会に諮問することができる項目として、第1号から3号までの項目を規定しているものです。

第5条は委任として、この条例の実施のために必要事項を規則で定めるものとしています。

附則として、第1条の施行期日を令和5年4月1日としています。

また、附則第2条に、現行条例で定める黒潮町個人情報保護条例の廃止を規定しています。

以後は、個人情報保護法を直接適用するものとなります。

次の5ページにかけて、附則第3条は、経過措置の規定です。

第1項から第5項まで、実施機関の職員などの職務に関して知り得た情報の内容の漏洩や不当な目的に使用してはならない義務や罰則規定など、この施行日前に起こった事象などについては従前の例とするもので、旧条例が適用されるものとしています。

附則第4条も同様に、旧条例の規定が効力を失う前にした違反行為の処罰について、執行後も従前の例によるものと定めているものです。

以上、議案第64号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第65号、黒潮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、補足説明を行います。

この条例制定案は、先の議案第64号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、現行の黒潮町情報公開条例を一部改正するとともに、両条例に規定する黒潮町情報公開・個人情報保護審査会の整合を図り、黒潮町の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するために制定するものでございます。

議案書は6ページ、条例案は7ページからとなっております。また、新旧対照表につきましては、参考資料の1ページから2ページにあります。

条例案につきまして説明させていただきますので、議案書6ページをお開きください。

第1条は設置の規定で、黒潮町情報公開・個人情報保護審査会をこの条例に位置付けているものです。

第2条は定義の規定で、実施機関として、町の情報公開条例と個人情報保護法施行条例との定義の整合を図るものです。

先の議案第64号の条例制定案と同様に、議会を除いた6機関を実施機関と定めています。

第3条は所掌事務の規定として、審査審議または意見を述べる事項について第1号から第4号に規定しております。

第1号は、情報公開条例第15条第1項の規定による審査請求があったときの調査審議。

第2号は、個人情報保護法に規定する開示決定等、実施機関から諮問のあったときの調査審議。

第3号は、先の条例制定案の個人情報保護法施行条例に規定する項目に対する調査審議。

第4号は、特定個人情報保護評価に関する規則の規定による、実施機関からの諮問に対し意見を述べること、などを定めております。

同上第2項では、公文書公開請求ならびに保有個人情報開示請求者などから苦情の申し出について審議し答申することを、また、同上第3項では、これら制度の運用について実施機関に対して意見を述べることができることなどを規定しています。

次の第4条は、組織の規定、第5条は委員の任期の規定、第6条は会長などの規定です。

次の8ページをお願いします。

次の第7条は、審査会の調査権限の規定、第8条は秘密保持の規定、第9条は委任の規定となっており、これら第4条から第9条までの規定は、改正前の黒潮町情報公開条例第16条の規定を踏襲するものとなっております。

次の附則第1項は施工期日の規定で、令和5年4月1日からの施行としています。

すみませんが、参考資料の1ページをお開きください。

次の附則第2項は、現行の情報公開条例の一部改正の規定で、この条例制定に伴う当該審査会の整合を図るための規定です。

改正前の情報公開条例第15条で諮問する機関として規定していた審査会を制定後の条例による審査会に改めているものでございます。

また、制定する条例本則に情報公開・個人情報保護審査会の項目を規定したことで、改正前の条例第16条の項目を削除するなど改正するものでございます。

すみませんが再度、条例案の8ページにお戻りください。

次の附則第3項から第5項までは、情報公開条例の一部改正に伴う経過措置の規定となっております。

この条例の施行日前に審査会に諮問された審査審議や、秘密を漏らしてはならない義務は従前の例とし、審査会の委員の委嘱についても引き続き施行日において委嘱を受けたものとするなど規定しております。

以上、議案第65号の補足説明を終わります。議案第64号と併せ、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、議案第66号、黒潮町企業版ふるさと納税基金条例の制定について補足説明を致します。議案書は9ページから10ページでございます。

条例案の10ページをご覧ください。

今回の条例制定につきましては、企業版ふるさと納税により寄せられました寄附金を地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち、ひと、しごと創生寄附金の財源に充てるため、黒潮町企業版ふるさと納税基金を設置するものでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大9割の税額控除が受けられる制度でございます。本町でも黒潮町総合戦略推進計画を地域再生計画として位置付け国の認定を受けており、民間資金の活用を図るため令和4年1月に制度を導入したところでございます。

企業版ふるさと納税の寄附金につきましては、寄附があった当該年度内に寄附金全額を事業費に充てること、寄附額が総事業費を超えないこと等が要件として定められていることから、受け皿として新たに基金を創設し、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運用を図るものでございます。

第2条により、基金は予算に定めるところにより積み立てる事、第3条により基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する事、第4条により基金運用の収益は予算計上のうえ基金繰入する事、第5条によりまち、ひと、しごと活用事業に充てる場合に限り処分することができる事としています。

また、附則と致しましてこの条例は交付の日から施行するとしております。

以上で、議案第 66 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは議案第 67 号、黒潮町情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定についての補足説明を致します。議案書は 11 ページから 15 ページです。

法令に基づく行政手続等のオンライン化に必要な事項は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に定められております。

本条例は、その他の各種条例、規則に基づく行政手続きのオンライン化に必要な事項を定めるもので、手続きに関する条例、規則等を個別に改正することなく、手続きのオンライン化を推進するものでございます。

12 ページからの条例案をご覧ください。

まず、第 1 条では、行政手続きのオンライン化を実施するに当たって必要な事項を定め、手続きに係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営等の簡素化及び効率化を図ることを目的としております。

第 2 条では、各用語の意義を同条第 1 項第 1 号から第 12 号まで定めております。

13 ページ。

第 3 条第 1 項では、これまで各条例等の規定において、書面により申請等を行うこと等が規定されているものについて、規則で定めた方法により、オンラインにより申請することができるよう定めています。

同条第 2 項では、前項による申請等については、当該申請等に関するほかの条例に規定する方法により行われたものと見なすこと等を、同条第 4 項では、署名等を行うことが規定されている申請等については、個人番号、カード等をもって代えることができること、同条第 5 項では、申請等により手数料等の納付を当該条例等で定めているものについては、オンラインにより申請等を行った場合、クレジットカード等の電子納付ができること、同条第 6 項では、申請等において対面による本人確認や申請等に係る書面等で原本確認が必要なものについては、その部分以外の申請等に係る手続きをオンラインでできることを定めております。

第 4 条では処分通知等について、第 3 条第 5 項の電子納付に関すること以外の申請等と同様のことを同条各項で定めております。

14 ページ。

第 5 条では縦覧等について定めており、同条第 1 項でこれまで書面等により行うことが規定されていたことも、パソコン等の電磁的記録による縦覧等ができること等を定めております。

第 6 条第 1 項では作成等について、これまで書面等により行うことが規定されているものについて、パソコン等の電磁的記録で行うことができること、同条第 3 項で、署名等を行うことが規定されている作成等については、氏名、名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができることを定めております。

第 7 条第 1 項第 1 号では、手続等のうち、申請等に虚偽がないか対面で確認する必要があるもの、許可証やその他処分通知等を書面等で事業所等に備えつける必要があるもの、オンライン等による方法が適当でないと規則で定めるもの。

同条第 2 項では、ほかの条例でオンライン等で手続等を行うことを規定されているものは適用しないこ

とを定めております。

15 ページ。

第8条では、添付書面等について、個人番号、カード等の利用により省略することができることを定めております。

第9条では、オンラインで申請等可能となる事項については、インターネット等で公表するものとしております。

以上で、議案第67号、の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは議案第68号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は16ページからになります。

改正理由としましては、昨年12月議会定例会の議員全員協議会でもご説明致しましたとおり、納税者の利便性向上を目的としまして、本年4月より督促手数料を廃止する事になっておりまして、関係条例の整備を行うものです。

それでは、個々の条文につきまして、新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の3ページをお開きください。下線部分が改正箇所となっております。

はじめに、第1条による改正は、黒潮町税条例の改正でございます。中段カッコ2の督促手数料の文言を削除します。

また、下段の第21条、22条につきましては督促手数料に関する項目でして、廃止に伴い削除するものです。

1枚めくっていただきまして4ページをご覧ください。

こちらが第2条の改正でして、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の改正でございます。

初めに、条例名称においても督促手数料という文言がございますので、削除することにします。

次に、条例第1条中、督促手数料の文言を削除します。

また、第2条については督促手数料に関する項目でございまして、廃止に伴い削除するものです。

続きまして、5ページは第3条による改正です。こちらは黒潮町後期高齢者医療に関する条例の改正です。

第5条において、督促手数料廃止に伴い、条の全部を削除するものです。

1枚めくっていただきまして6ページ、第4条による改正ですが、黒潮町介護保険条例の改正です。こちらも保険料の督促手数料の規定である第6条を削るものです。

7ページについては第5条の改正でして、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正です。

第21条は督促及び滞納処分についての規定です。督促手数料は廃止となりますが、督促は引き続き行っていくますので、手数料の文言を削除するとともに、第2条改正でご説明致しましたとおり、税外収入に関する条例名称を反映させるため所要の改正を行っております。

1枚めくっていただき8ページについては、第6条による改正です。

こちらは黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正です。先ほどご説明したもの

と同様に、手数料の文言を削除し、税外収入に関する条例名称を反映させているものです。

今回の改正条例にて、6つの関係条例を一括整備するものとします。

議案書の18ページにお戻りください。

附則において施行日を定めておりまして、令和5年4月1日からの施行としております。

また、督促手数料の廃止については4月1日からとなりますので、それ以前に納付期限が到来する債権につきましては従来どおり督促手数料を徴収するものとしておりまして、経過措置として定めております。

以上で、議案第68号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは議案第69号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例は、特別職の職員で非常勤のもの報酬を新たに規定するための条例改正案となっております。

議案書は、19ページ、条例案は20ページです。また、新旧対照表につきましては、参考資料の9ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

条例改正案につきまして説明をさせていただきますので、参考資料の9ページをお開きください。

この改正は、今まで規定のなかった公職選挙法による投票箱送致に伴う投票立会人の報酬を別表に規定するもので、職名が同上投票立会人の次に、同上投票箱等送致の投票立会人を加え、投票所から開票所までの距離の範囲に応じた報酬を規定するものです。

報酬につきましては、投票所から開票所までの距離10キロメートル未満が送致1回500円、同様に10キロメートルから20キロメートル未満が1,000円、20キロメートル以上が1,500円と定めているものです。

附則により、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第69号、の補足説明を終わります。

続きまして、議案第70号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は21ページに、条例案は22ページにあります。また、新旧対照表につきましては、参考資料の11ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

この条例改正につきましては、コロナ禍における各種事業実施の際にも事業者等から商工係、産業振興係及び、観光係が一体である方が望ましいとのご意見をいただいたことも考慮し、事務の充実と効率化を図り、住民サービスの向上を目指すため、町行政組織の一部の所掌事務を移行するものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表の参考資料11ページをお開きください。

各課等の分掌事務を定める第2条において、第8号の産業推進室の事務として新たにウの商業及び工業に関すること、エの消費者行政に関することの2つの事務を加えるものです。

また、同条第10号の海洋森林課の事務のうち、現行条例のクの消費者行政に関することを削るものです。

これまで海洋森林課が主管していた、商工業や消費者行政に関する業務を産業推進室に移行し、産業の推進、観光等の業務との結びつきを強めるとともに、一体化による事務の効率化、さらに、情報等を緊密化することで相乗効果を見込んでいるものです。

また、海洋森林課にも商工業に関する業務の事務を残し、ノウハウを継続できる体制として、住民サー

ビスの向上を目指すものとしております。

この改正は、附則において、令和5年4月1日からの施行としております。

以上、議案第70号、の補足説明を終わります。

続きまして、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、令和4年4月、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則が一部改正され、国会議員の選挙等の執行に関して国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改定されたことに伴い、選挙公営限度額を上げるための改正案となっております。

議案書は23ページ、条例案は24ページです。また、新旧対照表につきましては、参考資料の13ページにあります。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、新旧対照表の参考資料13ページをお開きください。

改正につきましては、第4条中525円6銭を541円31銭に改めるもので、黒潮町議会議員及び黒潮町長の候補者が選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結した際の、契約相手方に対して、公営として町が支払う金額の算定基礎となる、ポスター1枚当たりの作成単価の限度額を引き上げるものです。

附則により、この条例は令和5年4月1日からの施行としています。

以上、議案第71号の補足説明を終わります。先の議案第69号及び第70号と併せ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、私の方からは議案第72号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例、及び議案第73号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第72号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は25ページからになります。

改正理由としましては、本年4月より開始される住民票および印鑑登録証明のコンビニ交付に対応するため、所要の整備を行うものです。

改正の内容につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の14ページをお願い致します。

第13条につきましては、登録証明書の交付に関する規定です。

下線にある第15条第1項については、新たな条の追加によりずれが生じるため、第16条第1項に改めるものです。

続きまして、中段以降の改正後の第14条につきまして、今回新たに規定をするものです。

先ほどご説明致しましたとおり、本年4月より、住民票および印鑑登録証明の、コンビニ交付が開始されます。このサービスに対応する規定として、今回規定の追加を行うものです。

第14条のカッコ書き部分の多機能端末機が、コンビニエンスストア等に設置されている機器の呼称でございます。

この端末機を利用して、住民票や印鑑登録証明の交付を受けることができるようにするための規定でございます。

15ページをお願いします。

第 15 条は、登録証明の拒否に関する規定でございます。

初めに、カッコ 1 についてご説明します。

これまで、窓口交付においては印鑑登録証の提示が必須であり、提示がない場合、交付ができません。一方、コンビニ交付の場合には、印鑑登録証ではなくマイナンバーカードを利用して交付ができることとなりますので、窓口交付に限って、登録証の掲示が必要になることを規定をするものです。

続きまして、カッコ 2 の規定につきましては、コンビニ交付サービスの開始により、マイナンバーカードが破損、識別困難な場合にはコンビニ交付が受けられない場合がありますので、その旨を規定するものがございます。

下線部分の個人番号カードがマイナンバーカードの呼称でございます。

議案書の 26 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めておりまして、4 月 3 日からの施行としております。

以上で、議案第 72 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 73 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は 27 ページ、改正条例は 28 ページでございます。

改正理由としましては、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、出産育児一時金の支給額を改定するものです。

出産育児一時金につきましては、出産前後の家計負担を軽減する目的で、平成 6 年に創設されているものです。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 16 ページをご覧ください。

第 4 条において、出産育児一時金の支給額を規定をしております。

改正前の 40 万 8,000 円から、改正後の 48 万 8,000 円に増額をするものです。

議案書の 28 ページにお戻りください。

附則にて施行日を定めております。令和 5 年 4 月 1 日からの施行としております。また、経過措置として、施行日である 4 月 1 日以前の出産に対しましては、改正前のお産育児一時金の金額が支給をされる旨の経過措置を定めております。

以上で、議案第 73 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。議案第 72 号、と併せましてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

議案第 74 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 29 ページから、参考資料は 17 ページからになります。

今回の条例の一部改正につきましては、上位法であります道路法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 12 月 14 日に公布されまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この政令では、道路占用料の額について、令和 3 年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額に改正されるものがございます。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第 75 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 36 ページと 37 ページ、新旧対照表は参考資料の 25 ページをご覧ください。

本件につきましては、昨年 3 月に完成した佐賀橋川地区の集会所を町立の集会所として、条例第 2 条の表の最下段に 28 番目の集会所として追加するものでございます。

建物の名称は佐賀橋川集会所、所在は黒潮町佐賀橋川 773 番地 2、構造は木造平屋建て、延べ床面積 94.51 平方メートル、事業費 2,674 万 1,000 円で建設された建物であります。

建築後、昨年度から繰り越しをしていた集会所周辺のアスファルト舗装工事を行い、このほど工事が全て完成しましたので、町立の集会所として条例に追加するものでございます。

今後は佐賀橋川地区の集会所として有効利用される施設でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、議案第 76 号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。

本条例の改正につきましては、今議会に上程している議案第 64 号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、個人情報の適正な取扱いを行うため、個人情報保護法を適用するために行うものであります。

議案書は 38 ページ、9 ページ、新旧対照表は参考資料の 26 ページでございます。

改正案について説明を致しますので、新旧対照表の 25 ページをお開きください。

改正につきましては、第 3 条第 3 項中、黒潮町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律に改めるもので、先の議案第 64 号の条例制定により廃止となる黒潮町個人情報保護条例に替わり、個人情報の保護に関する法律を適用するように改めるものであります。

議案第 76 号の補足説明は以上でございます。議案第 75 号と併せ、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは議案第 77 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 40 ページからでございます。参考資料は、27 ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の主な改正理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 4 年 11 月 30 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、家庭的保育事業所等に安全計画を策定することを義務付ける規定を新設するものです。

また、昨年 9 月に発生した認定こども園の送迎バスに園児が置き去りにされた事案を受けて、関係府省において子どものバス送迎、安全徹底プランが取りまとめられ、そのプランにおいて、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付けるとされたことを踏まえ、安全管理の徹底にかかる規定を新設する改正を行う一部改正省令が令和 4 年 12 月 28 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い条例の一部を改正するものです。

条例の改正について、新旧対照表で主な改正点を説明致します。参考資料の 27 ページをお開きください。改正箇所はアンダーラインを引いている所になります。

まず、参考資料 27 ページ。

第 8 条の 2 に安全計画の策定等を新たに加え、安全計画策定と必要な措置を義務付けました。

次に、参考資料 28 ページをご覧ください。

第 8 条の 2 の第 2 項では、安全計画の周知と研修の実施を義務付けました。

同条の第 3 項では、保護者への周知、同条の第 4 項では、定期的な安全計画の見直しを義務付けました。

次に、同じく参考資料 28 ページ。

第 8 条の 3 に自動車を運行する場合の所在の確認を新たに加え、利用する乳幼児の点呼や所在を確実に把握することができる方法を義務付けています。

そして、同条第 2 項では、乳幼児を送迎する自動車にブザーや見落としを防止する装置の設置を義務付けています。

次に、参考資料 29 ページをご覧ください。

第 11 条の改正は、保育と児童発達支援の一体的な実施を可能とするための設備や人員の基準の緩和を図るための改正です。

次に、第 14 条懲戒に係る権限の濫用禁止については、民法中の親権者の子に対する懲戒権の規定を削るとともに、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正と、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律中の懲戒権に関する規定について同種の改正が行われたため削除しました。

次に、第 15 条衛生管理等については、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正です。

附則で、この条例の施行期日を定め、経過措置として乳幼児の送迎を目的とした自動車にブザーその他の見落とし防止装置を備えることが困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日まで備えないことができるとしています。この場合は、代替え措置をして乳幼児の所在確認を行うこととしました。

以上で議案第 77 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 78 号、黒潮町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 43 ページからでございます。参考資料は 31 ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の主な改正理由は、令和 4 年 6 月 22 日に政府の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法と、その施行に伴い必要となる関係法律の改正をこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が成立し、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

このこども家庭庁には、その長としてこども家庭長官が置かれ、こども家庭庁が所管する法律に基づき、内閣総理大臣からその権限の一部について委任を受け、当該権限に属する事務を自ら処理することとされています。

そのため子ども子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第 19 条第 2 項が削除されることに伴い、同法律第 19 条は第 1 項のみの条となります。

したがって、同法第 19 条を条例に引用する場合には、例えば第 19 条第 1 項は第 19 条に改正し、第 19 条第 1 項第 2 号は第 19 条第 2 号に改正する必要がありますので、所要の規定の整備を行うものです。

なお、第 27 条懲戒にかかる権限緒乱用禁止については、先ほどの議案第 77 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてで、説明させていただきましたように、民法中の親権者の子に対する懲戒権の規定を削るとともに、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正と、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律中の懲戒権に関する規定について同種の改

正が行われたため削除しました。

そして、附則でこの条例の施行期日を定めています。

以上で議案第 78 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 79 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 46 ページからでございます。参考資料は 41 ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の主な改正理由は、先ほどの議案第 78 号、黒潮町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてで説明させていただきましたように、子ども子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第 19 条第 2 項が削除されることに伴い、同法律第 19 条は第 1 項のみの条となります。

したがって、同法第 19 条を条例に引用する場合には、例えば第 19 条第 1 項は第 19 条に改正し、第 19 条第 1 項第 2 号は第 19 条第 2 号に改正する必要がありますので、所要の規定の整備を行うものです。

そして、附則でこの条例の施行期日を定めています。

以上で議案第 79 号の補足説明を終わります。先の議案第 77 号、第 78 号と併せまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 80 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は 48 ページとなります。

白色の表紙の一般会計予算書をご覧ください。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 8 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1 億 483 万 1,000 円を減額し、総額をそれぞれ 113 億 3,977 万 3,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加及び変更を行い、第 3 条では、地方債の補正により限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

また、人件費につきましても、それぞれの目におきまして調整をしております。

詳細につきまして、まず、事項別明細書から説明を致します。28 ページをお開きください。

主だった事業のみを説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

2 款総務費につきましては、1 億 8,276 万 9,000 円を追加するものでございます。

29 ページ下段、1 項総務管理費、3 目財産管理費 819 万円の減額につきましては、17 節備品購入費、公用車 2 トンダンプ 1 台分が、市場変化の影響により年度内納車が困難となったことから 566 万円の減額となっております。

次に、1 項、5 目財政管理費 2 億 9,813 万 5,000 円の追加につきましては、30 ページ、24 節積立金のふるさと納税基金を、寄付金総額の充当調整により 2 億 4,015 万 3,000 円の増額と、過疎地域自立促進事業基金 3,000 万円及び財政支援事業基金 2,000 万円を増額したことによるものでございます。

財源確保が難しい状況の中でも、収支の確認を行いながら基金への積立を行うことで、次年度以降の各

種事業に対する財源確保に努めてまいります。

次に、6目企画費1億951万6,000円の減額の主なものにつきましては、31ページ、12節委託料の定住促進住宅設計施工管理委託750万円、自治体オンライン手続きの推進事業に係るシステム改修委託291万1,000円の減額及び、32ページ、14節工事請負費の定住促進住宅整備工事4,250万円の減額、そして、18節負担金補助及び交付金の各種補助金の清算による1,308万5,000円の減額が、主なものとなっております。

次に、7目ふるさと創生事業費695万3,000円の減額の主なものにつきましては、33ページ、12節委託料の海外派遣事業委託580万円の減額が主なものでございます。

次に、34ページ、11目情報化推進費728万2,000円の減額につきましては、12節委託料及び14節工事請負費が次年度実施となったこと等に伴う減額でございます。

次に、12目国土調査費1,425万1,000円の減額につきましては、35ページ、12節委託料の地籍調査業務委託1,150万円の減額など、国の予算配分により縮小となったことによるものでございます。

次に、35ページ、36ページの14目ふるさと納税4,512万円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金の寄附額を10億円から11億円に見込んだ事業費の増額を主とし、一部普通旅費等の減額を計上しております。

次に、2項徴税費、1目税務総務費、37ページ、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、そして、5項統計調査費、1目指定統計費につきましては、人件費等の減額を主として行っております。

続きまして、37ページ下段、3款民生費は、7,918万7,000円を減額するものでございます。

1項社会福祉費の1,744万8,000円の減額、40ページ下段、2項老人福祉費の2,013万2,000円の減額、41ページ下段、3項児童福祉費の4,160万7,000円の減額につきましては、人件費及び特別会計への繰出金を含め、各事業の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、44ページ、4款衛生費は3,082万6,000円を減額するものでございます。

下段の1項、7目診療所費は2,972万3,000円の減額となっており、医師の給与等について調整し、45ページ、27節繰出金において、国民健康保険直診会計への繰出金の減額を行っております。

次に、同ページ5款労働費は、35万6,000円を減額とするもので、コロナ禍における漁業実習生交流イベントの中止などによる減額となっております。

次に、同ページ6款農林水産業費は、6,867万8,000円を減額するものでございます。

減額の主なものと致しまして、1項農業費が5,388万円の減額となっており、47ページ、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の新規就農者育成総合対策事業新規就農者経営発展支援1,031万2,000円の減額や、地域営農支援事業費補助金748万4,000円の減額、また、同ページ下段、5目農地費が1,443万3,000円、48ページ、2項林業費904万1,000円、49ページ、3項水産業費575万7,000円と、それぞれ減額を行っており、減額の要因と致しましては、各種補助金の精算によるものが主となっております。

次に、50ページ。

7款商工費は、1,087万円を減額するものでございます。

51ページ。

1項商工費、2目商工振興費で872万7,000円の減額、同じく51ページ及び52ページの3目観光費34万5,000円の減額、52ページ、4目産業推進費149万8,000円の減額となるなど、各事業の見込みによる不用分の調整によるものでございます。

次に、53ページ。

8 款土木費は 4,958 万 3,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものと致しまして、2 項道路橋梁費 1,013 万 7,000 円、54 ページ、3 項河川費 1,675 万 3,000 円、55 ページ、6 項住宅費 2,056 万 7,000 円のそれぞれ減額となっており、事業実績による減額が主な要因となっており、事業実績の減額が主な要因となっております。

次に、56 ページ。

9 款消防費は 2,379 万 3,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものと致しましては、57 ページ、1 項消防費、3 目消防施設費 664 万円の減額、4 目防災費 1,603 万 8,000 円の減額となっており、それぞれの事業費等の決算見込みによるものとなっております。

次に、58 ページ。

10 款教育費は、1,671 万 8,000 円を減額するものでございます。

1 項教育総務費から 64 ページ 6 項幼稚園費まで、人件費等の精算による調整及び事業費等の決算見込みによる減額となっております。

次に、同ページ中段の 11 款災害復旧費は、219 万 9,000 円を減額するものでございます。

1 項 1 目、農業用施設災害復旧費、14 節工事請負費の農業用施設災害復旧工事は、資材高騰による 540 万円の増額となっておりますが、3 目漁港施設災害復旧費、65 ページ、2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費の減額につきましては実績見込みによる精算と、不用額の調整を行っております。

次に、同ページ 12 款公債費、1 項 2 目、利子の 460 万円の減額につきましては、前年度からの明許繰越事業の借入れを、当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入れが遅い時期となり、その分利子が不用となり、減額をするものでございます。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。15 ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込み及び各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものにつきまして説明を致します。

1 款町税が決算見込みにより 3,435 万 2,000 円の増額となっております。

これは、1 項町民税など、コロナウイルス感染症により少なく見積もっていたものを、12 月時点での調定の増により、増額としております。

2 款地方譲与税から、17 ページ、9 款環境性能割交付金につきましては、国、県の実績及び決算見込みにより調整をしております。

11 款地方交付税の普通交付税 7,802 万 3,000 円の増額につきましては、国の補正予算に係る財政措置により増額交付されるものでございます。

18 ページ。

12 款交通安全対策特別交付金 9 万 8,000 円の減額につきましては、国、県の実績及び決算見込みにより調整をしております。

13 款分担金及び負担金の 746 万円の減額につきましては、がけくずれ住家防災対策 456 万 5,000 円の減額など、説明欄にあります歳出の各事業に伴う分担金の調整となっております。

19 ページ。

14 款使用料及び手数料の 32 万 8,000 円の減額につきましては、説明欄にあります出荷伝票作成料などの減額によるものとなっております。

15 款国庫支出金の 7,756 万 7,000 円の減額につきましては、説明欄にあります歳出の各事業に伴う調整となっております。

21 ページ。

16 款県支出金 6,993 万 1,000 円の減額につきましても、説明欄にありますように歳出の各事業に伴う県支出金の調整となっております。

次に、23 ページ、17 款財産収入 966 万 6,000 円の増額につきましては、立木売却収入によるものでございます。

次に、18 款寄附金の 1 億円の増額につきましては、ふるさと納税の増額によるものでございます。

次に、19 款繰入金 1 億 4,000 万 5,000 円の減額につきましては、財政調整基金及び減債基金の減額などにより、収支の調整を行っております。

26 ページ。

22 款町債は、3,470 万円の減額とするものでございます。事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認ください。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、9 ページの第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

まず、今回新たに追加する事業の主なものは、2 款総務費、1 項総務管理費の定住促進住宅整備事業 5,178 万 2,000 円、6 款農林水産業費、3 項水産業費の佐賀地区漁業集落環境整備事業 3,366 万円、8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路新設改良事業 1 億 5,164 万 9,000 円、9 款消防費、1 項消防費の木造住宅耐震事業 9,462 万 7,000 円、11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業 3,328 万円などを追加して繰り越すこととしております。

次に、変更する事業につきましては、10 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費のトイレコンテナ整備事業は、球場利用との調整を行ったため、182 万 6,000 円を 402 万 6,000 円とするものでございます。

11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、資材高騰及び入札不調に係る工期確保のため、1,257 万 5,000 円を 2,757 万 5,000 円とするものでございます。

3 月議会で提案する追加、変更は、合計で 26 件、4 億 9,481 万 9,000 円となり、12 月議会で議決いただきました 8 件、8,035 万 5,000 円を含め、補正後の実件数は 32 件、金額は、5 億 7,517 万 4,000 円とするものでございます。

次に、11 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 10 億 3,804 万 3,000 円を補正後は 10 億 334 万 3,000 円とするもので、その他起債の方法利率は変更ございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 26 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 80 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中でありますが、この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 57 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは議案第 81 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について補足説明を致します。議案書は 49 ページ、予算書は青色の表紙になります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出ともに 369 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,754 万円とするものです。

補正の内容について説明を致します。予算書の 7 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節貸付金を 369 万円減額し 1,091 万円としました。

貸付金減額の理由は、当初 1,452 万円の貸し付けを見込んでいましたが、新規貸与希望者が少なく、減額するものです。

続きまして、予算書の 6 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分を 369 万円減額し、歳入歳出額の収支調整を致しました。

以上で議案第 81 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは議案第 82 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は 50 ページにあり、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,590 万 1,000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を 14 億 1,555 万 7,000 円とするものです。

補正の主な理由につきましては、実績見込み額の確定による人件費の調整によるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料の 1,308 万円の減額につきましては、実績見込額による調整を行うことによって減額となっております。

主な減額要因としましては、休職者等の給料を実績見込みにより削減したことによるものです。

同 3 節の職員手当の 2,051 万円の減額も同様に実績見込みによる減額であり、給与の減額に関連した諸手当の削減が主な要因となっております。

同 4 節の共済費の 231 万 1,000 円の減額につきましても同様で、給料減額に関連した一般職共済負担金の減額が主な要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額なる 3,590 万 1,000 円の減額となっており、各会計からの給与等振替収入の合計も同額の減額となるものです。

以上で議案第 82 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、私の方からは議案第 83 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算及び議案第 84 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 83 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明致します。議案書は 51 ページでございます。また、予算書につきましては黄色の表紙の予算書、補正第 3 号でございます。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算より歳入歳出それぞれ 107 万 7,000 円を減額をし、総額をそれぞれ 17 億 8,124 万 3,000 円とするものです。

補正の主な理由は、人件費等の減額補正、特別調整交付金の増額などが確定したことに伴い、一般会計繰入金等を減額調整するものです。

詳細につきまして、まず、歳出からご説明致します。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費については、人件費の補正により 116 万 1,000 円の減額をするものです。

2 項賦課徴収費は、実績見込みによりまして 7 万 5,000 円を減額するものです。

最下段の 3 項運営協議会費は、運営協議会の開催回数の減に伴いまして 25 万 7,000 円の減額をするものです。

続いて 10 ページをお開きください。

8 款諸支出金、2 項繰入金、1 目直営診療施設勘定繰入金の国民健康保険直診会計繰入金の 41 万 6,000 円の増額は、特別調整交付金の確定額の増によるものでございます。

続きまして、歳入の説明を致します。

予算書 8 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、実績見込みによりまして 32 万 8,000 円を減額するものです。

続きまして、4 款県支出金の 1 項 1 目、保険給付費等交付金の 2 節特別交付金の 74 万 4,000 円は特別交付金等の増額によるもので、特別調整交付金および特定検診等負担金分の増額補正を行うものです。

続いて、6 款繰入金につきましては 149 万 3,000 円の減額補正としております。

4 節職員給与費等繰入金の 63 万円の減額は、歳出でご説明した人件費の減額に合わせて調整をするものです。

また、7 節その他一般会計繰入金の 86 万 3,000 円の減額についても、歳出減額に合わせて調整をするものです。

以上で議案第 83 号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 84 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 52 ページでございます。また、予算書は、水色の表紙の予算書、補正第 2 号となります。

補正予算の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算より歳入歳出それぞれ 54 万 3,000 円を減額し、総額をそれぞれ 2 億 2,559 万 5,000 円とするものです。

補正の主な理由としましては、人件費等の補正減額に伴いまして、一般会計繰入金等を減額するものがございます。

詳細につきまして、まず、歳出からご説明致します。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費、1項1目、一般管理費は人件費の補正でございまして、42万6,000円の減額をするものです。

1枚めくっていただきまして、3款1項1目、保険料還付金につきましては実績見込みによりまして11万7,000円を減額するものです。

続きまして、歳入のご説明を致します。予算書6ページにお戻りください。

1款1項1目1節、事務費繰入金につきましては、歳出の減額に合わせて調整減額をするものです。

続きまして、2目1節、保険基盤安定繰入金につきましては、実績見込みによりまして繰入金を増額するものです。

以上で議案第84号の補足説明とさせていただきます。議案第83号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは議案第85号、令和4年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は53ページ、予算書は後ろに添付している薄いピンク色の表紙の国保直診特別会計の予算書をご覧ください。

当補正予算につきましては、直営の拳ノ川診療所の運営に係るものであり、歳入歳出予算をそれぞれ2,877万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,761万2,000円とするものであります。

まず、歳出について説明させていただきます。予算書の7ページをご覧ください。

1款総務費の一般管理費です。本年1月から拳ノ川診療所に常勤医師を採用したことに伴い、当初予算に計上していた医師等の1年間分の給料や職員手当等を3か月分に減額し、合わせて代診診療の際に払っていた委託料を3か月分減額するもので、合わせて2,877万4,000円を減額するものです。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

5款繰入金です。国保特別会計との調整による県からの調整交付金が増えたことにより、事業勘定繰入金のへき地直営診療所運営費に係る繰入金が41万6,000円の増額、これら歳入歳出の収支の調整を図るため、一般会計から繰り入れる繰入金を2,919万円減額し、合わせて2,877万4,000円を減額するものであります。

議案第85号の説明は以上でございまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第86号、議案第87号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第86号の令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は54ページ、オレンジ色の予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ7,122万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億5,811万円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるもので

す。

まず、歳出から説明させていただきます。11 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の1 項1 目、一般管理費及び3 項1 目、認定調査等費につきましては、介護保険系の職員や会計年度任用職員の人件費について、これまでの実績から見込み額を調整しており、1 款総務費につきましては、総額で108 万円の減額となっております。

11 ページから12 ページにかけての2 款保険給付費につきましては、これまでの実績から見込み額の調整を行い、1 項介護サービス等諸費では5,500 万円の減額を、また、6 項特定入所者介護サービス等費では1,000 万円の減額を行い、総額で6,500 万円の減額を行っております。

13 ページの3 款地域支援事業費につきましても、これまでの各事業の実績から見込み額の調整を行い、1 項介護予防・生活支援サービス事業費では112 万4,000 円の減額を、また、14 ページの2 項一般介護予防事業費では、217 万2,000 円の減額を行っております。

15 ページの3 項包括的支援事業・任意事業費では、2 目から7 目にかけてのそれぞれの事業におきまして、実績から見込み額の調整を行い、全体で185 万円の減額を行うものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8 ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳入見込み額の調整により、それぞれの負担割合に応じた、歳入予算の財源の調整を行っております。

1 款保険料につきましては、791 万7,000 円の減額により、保険料全体の歳入予算額を2 億6,547 万1,000 円に調整しております。

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金において1,255 万円の減額を行い、2 項国庫補助金では、1 目の調整交付金で1,024 万3,000 円の増額を、2 目の地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業では65 万7,000 円の減額、3 目の総合事業費以外についても72 万8,000 円の減額を行ったことで、総額で885 万8,000 円の増額調整となっております。

そのため、3 款全体では369 万2,000 円の減額調整となっております。

9 ページ以下同様に、4 款支払基金交付金は、1,825 万9,000 円の減額調整を、また、5 款県支出金は、926 万7,000 円を減額調整しております。

10 ページの7 款繰入金の1 項一般会計繰入金及び2 項基金繰入金では、それぞれに歳出額との調整を行い、3,209 万1,000 円を減額、繰入金全体の額を3 億1,076 万6,000 円に調整をしております。

以上で議案第86 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第87 号の令和4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は55 ページ、薄だいたい色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ65 万4,000 円を減額し、総額を1,648 万円とするものでございます。

補正の主な理由は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の1 項1 目、一般管理費の1 節報酬から4 節共済費までにつきましては、地域包括支援センターに勤務する職員及び会計年度任用職員の人件費について、それぞれ実績に応じ調整したものとなっております。

10 節需用費の6 万円の減額は、実績見込みで調整をしたものです。

12 節委託料の 32 万 6,000 円の減額補正は、当初、居宅介護支援専門員に介護予防サービス計画を委託をする予定でしたが、介護支援専門員に委託を受けるだけの余裕がないため、委託が叶わず、実績により減額としたものとなっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目のサービス収入費につきましては、実績により減額調整したものです。

2 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、歳出見込み額の総額に合わせて歳入全体を調整し、57 万 6,000 円の減額を行っております。

以上で、議案第 87 号の補足説明を終わります。議案第 86 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。議案書は 56 ページとなります。

一般会計予算書をご覧ください。表紙は白色のものとなります。

予算書に基づきまして、主だったものについて昨年度との比較をしながら説明をさせていただきます。

それでは、一般会計当初予算の 1 ページをご覧ください。

令和 5 年度の当初予算につきましては、第 1 条で、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 109 億 8,500 万円と定めております。

前年度当初予算と比較致しまして、2.2 パーセント、金額にしまして 2 億 3,500 万円の増額となっております。

また、第 2 条では債務負担行為を、第 3 条では地方債を、第 4 条では一時借入金の最高額を 15 億円と定めております。そして、第 5 条では歳出予算の流用を定めております。

詳細につきましては、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。46 ページをお開きください。

まず、1 款議会費は 6,920 万 7,000 円で、前年度比、額で 249 万 3,000 円、率で 3.5 パーセントの減となっております、ほぼ昨年と同様となっております。

次に、47 ページ下段、2 款総務費は 25 億 2,392 万 4,000 円で、前年度比、額で 1 億 2,646 万 2,000 円、率で 4.8 パーセントの減となっております。

まず、1 項総務管理費、1 目一般管理費は 1,027 万円の減額となっており、これにつきましては給料の増額があるものの、ワクチン接種対応の職員時間外手当の見込額の減、及び令和 3 年度退職者の退職手当金の翌年度支払いに伴う、見込額算定の増による職員手当の減額が主な要因でございます。

次に、52 ページ、3 目財産管理費は 1 億 6,398 万 9,000 円で、4,106 万 1,000 円の増となっております。

この増額の要因は、52 ページから 53 ページの 12 節委託料の、本庁舎の宿日直の業務形態を変更することによる委託料の増額や、個人情報安全管理措置整備支援業務 374 万円、53 ページ、中馬荷の集会所耐震改修工事 1,532 万 3,000 円、集会所新築工事 1,000 万円として、小黒ノ川集会所新築工事の予算を計上したことによるもの等でございます。

次に、54 ページ。

5 目財政管理費は 2,421 万 5,000 円で、9,665 万 9,000 円の減となっております。これにつきましては、ふるさと納税基金の充当調整による減額によるものでございます。

次に、55 ページ。

6 目企画費は、4 億 2,100 万 4,000 円で、4,685 万 7,000 円の増となっております。

57 ページ。

12 節委託料には、大方高校学生寮建築設計業務委託 1,184 万 7,000 円を計上するとともに、自治体 DX 業務支援委託 1,980 万円や、スマート窓口導入委託 2,878 万 9,000 円など、デジタル関係経費を計上しております。

次に、60 ページ。

7 目ふるさと創生事業費は、972 万 3,000 円で、222 万 2,000 円の増となっております。これは、12 節委託料の海外派遣事業委託が、物価高騰等のため増額になったことが主な要因でございます。

次に、64 ページ。

11 目情報化推進費は 5 億 7,269 万 3,000 円で、1 億 1,378 万 6,000 円の増となっております。

この増の要因は、65 ページ、12 節委託料の戸籍情報システム改修委託 443 万 3,000 円、情報センター施設改修委託 2,926 万円、66 ページ、IPK バージョンアップ関連委託 5,153 万円、オフィス関連製品導入事業委託 1,460 万 2,000 円などによるものでございます。

その他、主なものを申し上げますと、66 ページ、13 節使用料及び賃借料の、システム・ソフトウェア使用料 1 億 1,570 万 4,000 円、67 ページ、27 節繰出金の情報センター事業特別会計繰出金 1 億 8,035 万 3,000 円を、昨年同様に計上しております。

次に、12 目国土調査費は 9,718 万 1,000 円で、2,975 万 9,000 円の減となっております。

減額の主な要因は、68 ページ、12 節委託料の地籍調査業務委託で、事業内容の差異によるものでございます。今年度は加持、小黒ノ川等を予定しております。

次に、69 ページ。

14 目ふるさと納税 5 億 1,721 万 7,000 円につきましては、7 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼 2 億 3,000 万円などの経費によるもので、寄附金 10 億円に対応するものでございます。

70 ページ。

2 項徴税費から、72 ページ、2 項戸籍住民基本台帳費は例年どおりの内容の計上となっておりますが、65 ページ情報化推進費で説明致しました、戸籍情報システム改修に係る戸籍改正業務の対応による会計年度任用職員の人件費をここで計上しております。

次に、73 ページ下段、4 項選挙費は 3,920 万 7,000 円となっており、74 ページ下段、3 目黒潮町議会議員選挙費 1,320 万 9,000 円、76 ページ、4 目高知県議会議員選挙費 1,018 万 4,000 円、77 ページ下段、5 目高知県知事選挙費 1,488 万 9,000 円を計上しております。

79 ページ。

5 項統計調査費は 475 万 6,000 円となっており、次年度は、農林業センサス及び住宅・土地統計調査を実施することとなっております。

続きまして、3 款民生費です。80 ページをご覧ください。

3 款民生費は、24 億 728 万 2,000 円で、前年度比、金額で 6,330 万 2,000 円、率で 2.7 パーセントの増額となっております。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は 4 億 1,702 万 6,000 円で、4,917 万 6,000 円の増となっており、内容は、ほぼ昨年と同様となっております。

主な事業は、83 ページ、12 節委託料のあったかふれあいセンター事業委託 7,110 万円、これは、既存の

6か所分を計上しております。

同じく委託料と致しまして、新規事業の重層的支援体制整備事業を実施することとしております。特別会計から移行した一部の事業を含めた本事業の主なものとしまして、多機関協働事業委託2,750万円や福祉事務所未設置市町村による相談事業委託の620万円などを計上しております。

また、84ページ、27節繰出金では、国民健康保険特別会計繰出金1億8,009万5,000円などを計上しております。

次に、2目身体障がい者援護費3,752万3,000円、85ページ、3目精神障がい者援護費13万7,000円につきましては、昨年同様の補助交付金や扶助費などを計上しております。

同85ページ下段、4目国民年金費、86ページ、5目人権対策総務費、88ページ、6目町民館運営費につきましても、昨年同様の事業を計上しております。

90ページ下段の7目障がい者自立支援費につきましては4億392万9,000円で、3,297万6,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、91ページ下段の19節扶助費の障がい者自立支援給付費で、前年度比較で3,565万3,000円の増となっております。

続きまして、92ページ。

2項老人福祉費につきましては、ほぼ昨年同様の内容となっております。

主なものを申し上げますと、94ページ、18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合医療給付負担金2億335万2,000円と、19節扶助費の老人保護措置費3,931万6,000円、95ページ、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金2億9,959万6,000円、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金8,320万6,000円などがございます。

次に、同ページ、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、主なものと致しまして、97ページ上段、負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金1,862万円を今年度も引き続き計上しております。

次に、2目児童措置費は2億8,609万3,000円で、3,264万1,000円の減額となっており、18節負担金補助及び交付金の施設型保育給付1億8,196万2,000円の計上が、前年度比2,921万2,000円の減となっていること等が、主な要因でございます。

続きまして102ページ4款衛生費です。

4款衛生費は8億3,215万5,000円で、前年度比、額で1億1,241万2,000円、率で15.6パーセントの増額となっております。

105ページ下段の3目予防費は、3,559万8,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、コロナワクチン接種事業に係る報酬や、委託費などの減によるものでございます。

106ページからの4目母子保健費につきましては、108ページ上段にあります19節扶助費出産・子育て応援交付金450万円、妊婦に対する初回産科受診料支援事業45万円の計上をしております。

109ページ6目環境衛生費につきましては、1億568万円の増額となっております。

増額の主な要因は、110ページ下段にあります12節委託料の浮津墓地移転測量設計等業務委託3,857万5,000円、上水道業務継続計画策定業務委託473万円を計上し、そして112ページ、27節繰出金の水道事業会計繰出金は、8,647万7,000円となっており、昨年度比較で5,479万1,000円の増となっております。

この繰出金の増につきましては、水道事業にて令和5年度から本格的に実施する浄水場整備において、多額の費用が発生することに伴う水道料金引き上げを据え置くことによる水道会計の減収補填相当分を一般会計繰出金で対応することによるものです。この対応を行う期間は、令和5年度から9年度までの5年

間で、毎年5,000万円を予定しております。

次に、7目診療所費は1,988万7,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、27節繰出金の国民健康保険直診特別会計繰出金の1,624万4,000円の減でございます。これは、常勤医師の雇用により、医師人件費と代診委託料の重複計上が一部解消されたことによるものでございます。

また、拳ノ川歯科診療所及び佐賀診療所には、昨年同様、医師の派遣費用に対して支援を行うため、18節負担金補助及び交付金で、佐賀診療所医師確保運営補助金500万円、拳ノ川歯科診療所医師確保運営補助金60万円を昨年同様に計上しております。

次に、113ページ。

2項清掃費、2目塵芥処理費は、1億1,417万9,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、18節負担金補助及び交付金の幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金で1億1,371万4,000円の増となっております。

次に、3目し尿処理費は4,553万3,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、114ページ、10節需用費の黒潮町衛生センター修繕料の減額によるものでございます。

続きまして、115ページ。

5款労働費は1,132万9,000円で、前年度比、額で933万5,000円、率で45.2パーセントの減となっております。

内容につきましては、1節報酬の繁忙部門随時雇用537万4,000円など、急遽の臨時的業務の職員雇用のなどに対応するため計上しております。

続きまして、116ページ。

6款農林水産業費は6億7,101万6,000円で、前年度比、額で7,042万8,000円、率で9.5パーセントの減となっております。

まず、118ページ、1項農業費、3目農業振興費は、1億8,882万8,000円となっております。

主なものとしまして、庭先集荷を試験的に導入する費用としまして、119ページ、12節委託料で地域の物流等支援事業委託125万3,000円を計上しております。

また、18節負担金補助及び交付金には、燃料タンク対策事業費補助金700万8,000円や、120ページ、園芸用ハウス整備事業費補助金6,287万円、そして、中山間地域等直接支払交付金4,870万6,000円など、1億7,774万2,000円計上しております。

次に、121ページ。

4目畜産業費は5,202万の減額となっておりますが、主な要因は、令和4年度実施事業の完了に伴う14節工事請負費の減額によるものです。

令和5年度は、黒潮町畜産団地内施設改修工事としまして、堆肥舎の取り壊し費用150万円を計上しております。

次に、5目農地費は1億2,984万9,000円で、122ページ、12節委託料につきましては、加持地区換地委託270万円、市野瀬地区換地委託203万3,000円を計上し、14節工事請負費では、加持地区圃場整備内旧水道施設取壊工事85万円を計上しております。

また、123ページ、18節負担金補助及び交付金に計上しております、土地改良事業負担金4,240万円につきましては、加持地区の事業費2億2,400万円、ならびに、市野瀬地区の事業費2億円のそれぞれの10

パーセントを計上しております。

次に、124 ページ。

2 項林業費、2 目林業振興費は9,708 万8,000 円で、1,227 万9,000 円の増となっております。

事業の主なものとして、7 節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金1,579 万6,000 円は、イノシシ1,100 頭などの捕獲分を計上しております。

125 ページ。

12 節委託料は2,679 万7,000 円を計上しており、森林病害虫等防除事業委託250 万円や、入野松原保全等委託335 万3,000 円、入野松原境界測量委託314 万8,000 円などを計上しております。

また、14 節工事請負費としまして、入野松原防風柵設置工事148 万9,000 円計上しております。

126 ページ。

18 節負担金補助及び交付金では、高性能林業機械整備546 万3,000 円、造林事業補助金848 万円などを計上するとともに、新たに、木質資源利用促進事業補助金1,207 万3,000 円、森林吸収源対策等整備事業131 万9,000 円、町産材利用促進事業費補助金700 万円などを計上しております。

次に、128 ページ。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は昨年同様の内容となっており、1 億1,543 万1,000 円計上しております。

130 ページ。

14 節工事請負費では、投石魚礁設置工事1,150 万円、佐賀地区漁業集落環境整備工事3,200 万円を計上しております。

18 節負担金補助及び交付金のうち、種子島周辺対策事業補助金1,322 万2,000 円は、漁船の操業効率化機器導入に補助を行うものでございます。

また、今年度も種苗放流事業と致しまして、550 万円、水揚げ促進事業補助金900 万円、佐賀漁港活餌事業補助金1,000 万円などを計上しております。

次に、133 ページ。

7 款商工費は、2 億5,167 万8,000 円で、前年度比、額で4,774 万3,000 円、率で23.4 パーセントの増となっております。

134 ページ。

1 項商工費、2 目商工振興費は5,151 万3,000 円で、1,761 万8,000 円の増となっており、135 ページ、14 節工事請負費では、大型共同作業場電気設備改修工事1,170 万4,000 円を計上し、18 節負担金補助及び交付金では、商工会運営費補助金425 万円、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金150 万円のほか、新たに、中小企業等融資利子補給1,111 万8,000 円を計上しております。

次に、同ページ下段、3 目観光費は1 億1,210 万3,000 円で、3,753 万4,000 円の増となっております。

136 ページからの12 節委託料では、黒潮町観光の推進体制を確立し、地域を潤す観光施策を実行するために、137 ページにありますスポーツ活用型地域づくり事業委託2,086 万円、黒潮町観光推進業務委託2,529 万3,000 円、スポーツツーリズム誘客促進事業委託2,494 万2,000 円などを計上しております。

このスポーツツーリズム誘客促進事業委託につきましては、コロナの終息後において反転攻勢のため、宿泊料の助成を引き続き行うものです。

138 ページ。

18 節負担金補助及び交付金の恋人の聖地プロジェクト負担金528 万3,000 円につきましては、昨年に引

き続き予算を計上しており、全国の恋人の聖地を掲げる市町村が広域で事業展開を行うことで、観光など地方創生推進交付金を活用することができるものとなっております。

同ページ4目産業推進費は4,988万8,000円計上しております。

139ページ。

12節委託料の地場産品外商力強化業務委託139万9,000円、地場産品商社機能拡充業務委託130万4,000円につきましては、町内事業者の方々に販売促進の知識と販売開拓に関する助言を行うなどし、さらには、黒潮町缶詰製作所が持つ販売先やバイヤー等の人脈を用いて、黒潮町で産地視察を実施し、地場産品の営業活動を強化するものでございます。

16節公有財産購入費の黒潮町特産品処理加工施設用地取得費1,640万2,000円につきましては、用地所得に係る不動産鑑定評価等の経費を計上しております。

次に、139ページ。

8款土木費は、12億9,024万3,000円で、前年度比、額で1億9,624万8,000円、率で17.9パーセントの増となっております。

140ページ。

1項土木管理費、1目土木総務費は9,696万3,000円で、1,849万7,000円の増となっております。

増額の主な要因は、令和4年度に2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費の12節委託料で、計上してありました町道草刈等業者委託が、一部において町が直接行う業務に移行したため、1項、1目の給料、職員手当等の人件費で予算計上を行ったことによるものでございます。

141ページ。

14節工事請負費の地域整備事業工事につきましては、大方地域3,000万、佐賀地域1,500万、計45,000万とし、引き続き地域の要望に対応するものでございます。

次に、142ページ。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は、6,146万円で、1,304万8,000円の減となっております。

143ページ。

12節委託料の町道除草等委託354万1,000円は、30地区に委託する分を計上し、町道草刈等業者委託413万6,000円につきましては、町道の維持管理について、業者委託を行うものでございます。

14節工事請負費の町道維持管理費工事2,650万円など、昨年同様に計上をしております。

144ページ。

2目道路新設改良費は6億8,149万7,000円で、1億6,704万1,000円の増となっております。

145ページ。

12節委託料では、社会資本整備事業の測量設計委託3,600万円、橋梁修繕委託2,250万円、高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業測量設計委託3,500万円を計上し、14節工事請負費の社会資本整備事業工事3億6,850万円につきましては、町道大井川馬荷線、坂本長田支1号線、西の路線、中角奈路線、荷稻拳ノ川線橋梁耐震補強工事などを計画しております。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事1億3,560万円につきましては、高規格道路の推進を図るため、半径500メートル以内の地域の周辺整備事業として計上をしております。

次に、149ページ。

6項住宅費は4億58万8,000円で、2,387万8,000円の増となっております。

151ページ。

6 項 2 目、住宅建設費は 3 億 7,326 万 7,000 円で、2,152 万円の増となっており、12 節委託料の町営住宅整備事業委託 759 万 9,000 円と、14 節工事請負費の町営住宅等整備工事 3 億 1,440 万円につきましては、横浜と浜松改良住宅建設工事費となっております。

次に、151 ページ。

9 款消防費は 5 億 9,560 万 1,000 円で、前年度比、額で 7,200 万 9,000 円、率で 10.8 パーセントの減となっております。

1 項消防費、1 目常備消防費は 2 億 4,462 万 6,000 円で、872 万 6,000 円の増となっております。

次に、2 目非常備消防費は 7,697 万 3,000 円で、237 万 8,000 円の増となっており、これにつきましては消防団員の被服費に係る消耗品費及び消防団事務委託の増などによるものです。

153 ページ。

1 項消防費、3 目消防施設費は 2,722 万 4,000 円で、479 万 4,000 円の減となっております。

これにつきましては、前年度との比較では、154 ページ、14 節工事請負費において、防火水槽設置工事 1,205 万 8,000 円等、増額の予算を計上しておりますが、17 節備品購入費では 1,426 万 5,000 円の減となっていること等によるものでございます。

次に、4 目防災費は 2 億 4,677 万 8,000 円で、7,831 万 9,000 円の減となっております。

主な事業と致しましては、156 ページ、12 節委託料の地区防災計画作成協働研究委託 370 万円、事前復興まちづくり計画策定委託 2,507 万 6,000 円、木造住宅耐震診断委託 345 万 8,000 円などの予算を計上しております。

157 ページ。

18 節負担金補助及び交付金の木造住宅耐震改修工事費補助金 8,750 万円は、70 戸を見込み、木造住宅耐震改修設計費補助金 3,300 万円は 110 戸分を計上致しました。

また、ブロック塀対策費補助金 300 万円は 10 件分を予定しており、家具転倒防止対策費補助金 210 万円は 70 戸として予算を計上しております。

次に、158 ページ。

10 款教育費は 6 億 3,007 万 2,000 円で、前年度比、額で 4,184 万 2,000 円、率で 7.1 パーセントの増となっております。

まず、1 項教育総務費、2 目事務局費ですが、1 億 8,763 万 8,000 円で、452 万 8,000 円の減となっております。

主な事業内容は、1 節報酬の会計年度任用職員の外国語指導助手 ALT1, 530 万 9,000 円、国際交流員 CIR395 万 2,000 円、外国語教育専門員 294 万 3,000 円等の予算を計上し、外国語教育等の充実を図ってまいります。

160 ページ。

12 節委託料は、黒潮町総合的な学習の時間授業力向上支援委託 271 万 7,000 円、161 ページ 5 つのルートスクールバス運行委託及び、放課後子ども教室事業委託 1,511 万 9,000 円など、昨年同様に計上しております。

また、下段の 17 節備品購入費の小中学校机・椅子購入 714 万 3,000 円は、机・椅子の老朽化及びタブレット教育を踏まえた学習環境を整えるため、全ての児童生徒の対応を行う予算を計上しております。

続いて、162 ページ。

3 目子どもサポートセンター費は 936 万 4,000 円の予算を計上しております。

次に、164 ページ。

2 項小学校費は1 億 2,041 万 9,000 円で、1,367 万 6,000 円の増となっており、増額の主な理由は、10 節需用費のうち、光熱水費の電気代が前年度比で倍増していることによるものでございます。

次に、166 ページ。

2 目教育振興費は4,910 万 8,000 円で、223 万 7,000 円の増となっており、主なものは、1 節報酬の会計年度任用職員の学校支援員 1,597 万 5,000 円で、9 名分を計上しており、児童生徒の基礎学力及び、思考力の育成、学習意欲の向上を図るものでございます。

続いて、3 項中学校費、1 目学校管理費は4,850 万 6,000 円で、2,377 万 4,000 円の増となっております。

増額の主な理由は、169 ページ、12 節委託料、大方中学校外壁補修工事設計監理委託 200 万円、170 ページ、14 節工事請負費大方中学校外壁補修工事 2,000 万円によるものでございます。

次に、2 目教育振興費は3,336 万 8,000 円で、239 万円の減となっております。

主なものは、1 節報酬で、小学校同様に学校支援員 895 万 60,000 円を計上しております。

なお、小・中学校の教育振興費の中には、それぞれの学校単位でふるさと・キャリア教育への取り組みが計画されており、総額 324 万 7,000 円が計上されております。

次に、172 ページ。

4 項社会教育費は9,933 万円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものと致しましては、176 ページ、4 目図書館費より、177 ページ、22 節委託料の大方あかつき館等の指定管理業務委託 3,875 万 7,000 円を計上しております。

次に、179 ページ。

5 項保健体育費は1 億 2,540 万 8,000 円となっており、1 目保健体育総費の、はだしマラソン大会は定員 1,500 人での開催、アクアスロン大会は第 30 回記念大会として開催致します。

181 ページ。

2 目学校給食費は1 億 982 万 4,000 円で、前年度比較で 456 万円の増額となっており、182 ページの 10 節需要費の賄材料費 4,077 万 6,000 円が増額の主な理由となっております。

次に、183 ページ。

11 款災害復旧費は2,999 万 4,000 円となっております。緊急時の災害対応ができるように、最低限の予算計上としたものでございます。

次に、186 ページ。

12 款公債費は16 億 3,351 万 8,000 円で、前年度比、額で 4,946 万 2,000 円、率で 3.1 パーセントの増となっております。

これは、令和元年度に借入れを行った過疎対策事業債や令和 2 年度に借入れを行った緊急自然災害防止対策事業債の元金の償還が始まったことによるものでございます。

続いて、13 款予備費は3,898 万 1,000 円を計上しております。

歳出の説明は、以上でございます。

それでは、歳入を説明致しますので、14 ページへお戻りください。

まず、1 款町税は8 億 3,463 万 6,000 円を見込んでおります。

前年度比、額で 3,602 万 8,000 円、率で 4.5 パーセントの増となっており、今年度の調定額により見込んでいるところでございます。

15 ページ 2 款地方譲与税から、17 ページ、10 款地方特例交付金までについては、総務省発出の令和 5

年度地方財政対策のポイント及び県の試算額を用いて、予算の見積もりを行っております。

次に、18 ページ。

11 款地方交付税は、県の試算額を踏まえ、41 億円を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましても、県の試算額をふまえ、見積もっております。

次の、13 款分担金及び負担金は2,418 万2,000 円、584 万2,000 円の減となっており、対象事業に合わせて必要額を見積もっております。

次に、19 ページ。

14 款使用料及び手数料は3 億628 万4,000 円で、3,547 万4,000 円の減となっております。保育料現年分の見積りの減、督促手数料廃止に伴う減等が主な理由でございます。

次に、23 ページ。

15 款国庫支出金は10 億5,742 万7,000 円で、1 億1,681 万6,000 円の減となっております。

24 ページ。

デジタル田園都市国家構想推進交付金5,383 万5,000 円といった新たな補助金の見積もりはありますが、主な減額の理由は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等、コロナ対応の補助金の皆減によるものでございます。

そのほか、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

続いて、26 ページ。

16 款県支出金は8 億8,599 万8,000 円で、3,992 万7,000 円の増となっております。

説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業における補助金を見込んでいるところでございます。

34 ページ。

18 款寄附金は10 億2,000 円で、そのうち、10 億円をふるさと納税寄附金として見込んでおります。

次に、35 ページ。

19 款繰入金は10 億9,097 万6,000 円で、2 億500 万4,000 円の増となっております。

1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金などで収支の調整を行い、同ページ、4 目施設等整備基金繰入金8,010 万円は、地域整備事業等に充当することとしております。

36 ページ下段にあります14 目防災対策加速化基金繰入金1 億2,178 万8,000 円は、防災関連事業の起債の償還に充当することとしております。

37 ページ。

15 目ふるさと納税基金繰入金3 億8,000 万円は、寄附の申し込みの際の内容に沿って、充当することとしております。

18 目新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金391 万9,000 円は、令和2 年度に交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とし、基金積立を行ったもので、令和2 年度に貸し付けた資金に対する令和5 年度分の利子補給補助金に充当するものでございます。

続いて、2 項他会計繰入金、3 目介護保険事業特別会計繰入金438 万9,000 円は、一般会計で実施する重層的支援体制整備事業のうち、介護保険施策に対して充当すべき介護保険料相当分を介護保険特別会計より繰入金として充当するものでございます。

次に、42 ページ。

22 款町債は 11 億 7,740 万円で、2 億 2,440 万円の増となっております。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

歳入の説明は以上で終わります。

それでは、9 ページへお戻りください。

第 2 条関係で、第 2 表債務負担行為でございます。

中小企業等融資保証料補給ならびに、創業者等応援制度融資保証料補給につきましては、1 事業所当たりの限度額をそれぞれ定め、融資の保証料相当額としております。

事前復興まちづくり計画策定委託につきましては、2,960 万円の債務負担行為を計上致しました。

次に、10 ページ。

第 3 条関係の第 3 表地方債でございます。

令和 5 年度は合計 11 億 7,740 万円を限度としており、そのほか、起債の方法、利率に昨年度との変更はございません。

なお、この金額は、先ほど 42 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

大変長くなりましたけれども、以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。議案書は 57 ページ、予算書は青色のものとなります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今年度の予算は、歳入歳出とも、総額 1,482 万 2,000 円としています。

事項別明細書に基づきご説明を致します。予算書は 8 ページの歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節、奨学金の貸付金は総額で 1,368 万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が 4 件、96 万円、大学通学者が 17 件、612 万円、令和 5 年度から新規に貸し付ける学生のうち、高等学校通学者を 5 件、120 万円、短期大学及び大学通学者を 15 件、540 万円、合計 41 件、1,368 万円を見込んでいます。

歳入についてご説明を致します。予算書は 6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分は 1,396 万円、滞納繰越分を 80 万円と見込んでおりまして、合計で 1,476 万円を計上致しました。

以上で議案第 89 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは議案第 90 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明を行います。議案書は 58 ページにあり、予算書はサーモンピンクの表紙、2 つ目の予算書となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 1,999 万 7,000 円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費につきましては、特別職3名、一般職185名分の人件費として、合計額で14億1,999万7,000円を計上しております。

前年度対比で、金額4,694万6,000円、率にしまして約3.2パーセントの減額となっております。

減額の主な理由につきまして説明を致します。10ページの給与費明細書をお開きください。

一般職の総括では、本年度と前年度の比較を表しておりますので、比較の欄をご覧ください。分かりませうでしょうか。

職員数2名の減員などにより、前年度と比較して、給与費マイナス4,132万4,000円、共済費マイナス572万6,000円、共に減額となっております。

要因としては、2名の減員となったこと。また、定年等での退職者が多くあり、代わって新規採用となった職員との俸給の差額による減額が主なものとなっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっております。歳出額の合計と同額である14億1,999万7,000円を計上しております。

以上で、議案第90号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

私の方からは、議案第91号、及び議案第92号について補足説明を致します。

初めに、議案第91号、令和5年度黒潮町国民健康保険事業特別会計についてご説明致します。議案書は59ページからになります。また、予算書は表紙が黄色の予算書となっております。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額を、それぞれ17億5,073万1,000円とするものです。

また、第2条で、一時借入金の最高額を1億3,000万円と定めております。

3枚めくっていただきまして、6ページ及び7ページをお開きください。

総括表のとおり、前年度と比較して総額で793万3,000円の減額になっており、前年比で約0.5パーセントの減となっております。

減額の主な要因としましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の減額によるものです。

それでは、歳入歳出から、主なものについて説明致します。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明を致します。14ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費の4,822万3,000円ですが、こちらは前年度とほぼ同額の計上をしております。

15ページの12節委託料の主なものとしましては、国保連合会への電算委託やシステム改修委託料などを計上しております。

1枚めくっていただきまして、16ページの下段の2款保険給付費は13億855万2,000円を計上しております。前年度比で80万円の増額となっております。

増額の内訳としましては、18ページの中段になります。4項出産育児一時金です。先ほど、条例改正議案でご説明致しましたとおり、出産育児一時金の支給額が増額されることとなりましたので、増額見込み分を計上しております。

続きまして、19 ページをご覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金の3億5,765万1,000円、こちらは高知県への納付金で、対前年度比で1,206万5,000円の減額となっております。コロナ禍等によりまして受診控え等もあり、医療費水準が下がったことなどが減額の主な理由だと考えております。

1枚めくっていただきまして、20 ページ上段の5 款保健事業費は2,284万9,000円を計上しております。前年度比162万9,000円の増額となっております。

増額の内訳としましては、21 ページの12 節委託料です。ここ数年のコロナ禍によりまして、運動する機会や意欲が低下していることなどから、自宅でも健康増進に取り組める運動動画の制作や実施のための費用として、国保ヘルスアップ事業委託を増額したことなどによるものでございます。

1枚めくっていただきまして、22 ページをお願い致します。

中段の8 款諸支出金は623万2,000円です。前年度とほぼ同額の計上となっております。

23 ページの2 項1 目、直営診療施設勘定繰出金の400万円。こちらも国民健康保険直診会計への繰出金です。前年度と同額の計上となっております。

続きまして、下段の9 款予備費につきましても、前年度と同額の500万を計上しております。

続いて、歳入についてご説明致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、令和3 年度決算額と令和4 年11 月末時点の調定額を比較調整しまして、2億1,627万6,000円を計上しております。

続きまして、10 ページをお開きください。

4 款県支出金の13億3,734万1,000円。こちらは、前年度比で133万2,000円の減額となっております。減額の主な理由としましては、国の特別調整交付金となっております。

続きまして、下段の6 款繰入金についてご説明致します。

繰入金の総額としましては、1億9,690万6,000円を計上しております。対前年比で2,460万1,000円の増額としております。

増額の主な項目としましては、11 ページの最下段にあります基金繰入金です。財政調整基金の繰入金として1,681万1,000円を計上しております。

12 ページをお開きください。

中段部分の8 款諸収入です。対前年度比で26万9,000円の減額である4万6,000円を計上しております。

昨年度は、県に対して納付している退職納付金の清算金がありましたが、次年度は清算金の見込みはございませんので、枠取り予算として1,000円計上としたため、減額の計上となっております。

以上で議案第91 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第92 号、令和5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について補足説明を致します。議案書は60 ページからになります。予算書は水色の予算書となっております。

1 ページをお開きください。

第1 条は、歳入歳出の予算総額を、それぞれ2億3,601万2,000円とするものです。

また、第2 条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。

2枚めくっていただきまして、4 ページ及び5 ページの総括表のとおり、前年度と比較して総額で1,037万9,000円の増額となっております。前年度比で、約4.6パーセントの増となっております。

増額の主な要因につきましては、歳入の1 款後期高齢者医療保険料、及び3 款繰入金です。

また、歳出につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものです。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明致します。10ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費は1,063万1,000円を計上しております。対前年度比で104万7,000円の減額となっております、こちらは人件費の減額等によるものです。

続きまして、11ページをご覧ください。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は2億2,413万1,000円を計上しております。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知によりまして、前年度と比較して1,178万2,000円の増額となったものです。

1枚めくっていただきまして12ページをお開きください。

4款予備費につきましては、前年度と同額の計上となっております。

続きまして、歳入についてご説明致します。6ページにお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料は1億4,647万3,000円で、対前年度比で825万円の増額となっております。

この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料納付金に相当するよう調整した額となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

3款1項1目、事務費繰入金の1,004万8,000円ですが、こちらは担当職員の人件費でして、対前年度比で17万6,000円の減額となっております。

2目保険基盤安定繰入金の7,315万8,000円。こちらは広域連合からの通知額を計上しておりまして、対前年度比で353万2,000円の増額となっております。

4款1項1目、繰越金の450万円ですが、令和4年度の歳入となる保険料でして、例年、例年3月から5月に入金される普通徴収保険料につきましては、翌年度に広域連合へ納付することになるため、その額を見込んでおります。

5款諸収入の181万1,000円は、対前年度比で123万1,000円の減額としております。

減額の主な理由としましては、後期高齢者健康診査委託金の減によるものです。

以上で、議案第92号の補足説明とさせていただきます。議案第91号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中でありますが、この際、15時15分まで休憩します。

休 憩 15時 00分

再 開 15時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を行います。

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、私からは議案第93号と94号の2議案について、一緒に補足説明をさせていただきます。

まず、議案第93号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明をさせていただきます。議案書は61ページ、予算書は後ろに添付している薄いピンク色の表紙の直診特別会計の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、直営の拳ノ川診療所の運営に関する予算でありまして、歳入歳出とも同額の

6,167万4,000円を計上しております。前年度に比べ1,210万円の減額、率にして16.4パーセントのマイナスとなっております。

まず、歳出について説明をさせていただきます。予算書の10ページをご覧ください。

1款総務費です。常勤医師を含む一般職3名の給与と、看護師などの会計年度任用職員の報酬等に係る一般管理費が5,378万1,000円であり、昨年度より1,317万5,000円の減額になっていますが、これは常勤医師に変更になったことにより、医療センターから来ていただいていた日替わり代診医師に係る委託料等が減額になったものであります。

次に13ページ、14ページの2款医業費について説明致します。

医療機器の保守点検と、医薬品や医療機器の購入経費を計上しております。昨年度より114万円増額になっているのは、医療用システムパソコンの修繕費と、高圧滅菌機の新規購入のための備品購入費の増額によるものです。

その他、公債費と予備費につきましては昨年度とほぼ同額を計上しており、大きな違いはありません。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

1款診療収入です。診療所を利用された患者さんから頂く診療収入が各種健康保険組合毎の合計で767万9,000円、3款県支出金は、高圧滅菌機の購入に係るへき地医療診療施設整備費補助金として27万円、5款繰入金は、歳入歳出の収支の調整を図るため、一般会計繰入金が4,489万5,000円、へき地直営診療所運営費として国保特別会計から繰り入れる事業勘定繰入金が400万円、合わせて4,889万6,000円となっております。

最後に、7款諸収入の雑入は、本町の常勤医師を近隣のへき地診療所に代診派遣をした際、派遣を受け入れた自治体から入る委託料が324万円、本年度、各診療所に設置したマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認機器の設置費用として、社会保険診療報酬支払基金から入る補助金が128万7,000円などとなっております。

議案第93号の補足説明は以上でございます。

引き続き、議案第94号、令和5年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は62ページ、予算書は後ろに添付している黄土色の表紙の住新特別会計の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、過去に行った同和対策事業により、住宅の立ち退き等にあつた方が新たに自己の住宅を建てる際、その土地の購入費や建物の建築資金に対し貸し付けを行ったものであります。現在は貸付金の回収のみで、新たな貸し付け金はありません。また、金額についても昨年度と大きな違いはありません。

歳入歳出とも同額の232万7,000円を計上しております。昨年度からは34万1,000円、率にして12.8パーセントの減額となっておりますが、これは債務者の弁済が進んだことにより償還額が少なくなったことによるものです。

まず、歳出について説明させていただきます。予算書の8ページをご覧ください。

1款総務費です。貸付金の回収に係る旅費や需用費、役務費などの事務的経費が8節から11節まで合わせて42万9,000円、長期高額滞納者に対する抵当権行使のために行う競売予納金として、21節補償補填及び賠償金に60万円、債務者からの償還金の一部を一般会計へ繰り入れるために27節繰出金に99万8,000円を計上しています。

また、3款の予備費につきましては、昨年度と同額の30万円を計上しております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

1 款県支出金です。償還業務の事務費に対する償還推進助成としての県補助金が16万3,000円、債務者からの弁済による貸付金収入が元金と利息を合わせまして216万円、その他の歳入につきましては、収支の調整を図ったものであります。

議案第94号の説明は以上でございます。議案第93号と併せ、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第95号、第96号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第95号、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明を致します。議案書は63ページ、オレンジ色の予算書をお願いします。

予算書1ページをお開きください。

第1条は、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計を規定しており、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億1,958万9,000円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などをもとに計上しているところですが、6ページ、7ページの総括表のとおり、前年度予算より、総額で2,506万7,000円の増額、率にして約1.4パーセントの増となっております。

続いて、歳出の主なものを説明させていただきます。14ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費4,317万2,000円のうち、1項から3項までにつきましては、介護保険事業に係る職員給与、認定調査員の会計年度任用職員給与や、調査に係る郵便料、認定審査に係る主治医意見書手数料等の事務費を計上しており、総務費全体では、対前年度比で424万6,000円の増額となっております。これは、15ページの12節委託料に第9期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するための330万円を計上していること、および17節の備品購入費に住民宅を訪問する時に使用するはたまるネットが利用できる端末のスマートフォン6台を購入するための予算42万円を計上したことが主な要因となっております。

16ページ下段からの2款保険給付費につきましては、前年度の実績見込額からそれぞれの項目ごとの見込額を算出、併せて、令和4年10月から加算された介護職員等の処遇改善として増額となる介護報酬の増額分も見込んだ給付費の予算としております。そのため、対前年度比3,369万7,000円、約2.0パーセントの増となっております。

18ページ下段からの3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費として3,313万2,000円を計上しております。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費では2,347万6,000円を計上し、そのうち12節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスを実施する2事業所への委託料として1,072万6,000円を計上しております。

19ページ。

2 目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、地域包括支援センターの職員給与や事務費などとして965万6,000円を計上しており、1節報酬では、介護サービス計画作成業務を行う会計年度任用職員の2名分の報酬として497万7,000円を計上しております。対前年度比で285万4,000円の増額となっておりますが、会計年度任用職員を1名から2名の雇用に増員したため、1人分の報酬が増額となって

おります。

20 ページ。

12 節委託料では、総合事業対象者の介護予防サービス計画を策定する業務を居宅介護支援事業所へ委託する経費として、実態に合わせ 36 万 5,000 円を計上しております。

21 ページにかけての 2 項 1 目、一般介護予防事業費につきましては、地域で生活する高齢者の介護予防に関する事業経費として 701 万 3,000 円を計上しており、前年度より 646 万 3,000 円の減額となっております。これは、次年度から実施予定の重層的支援体制整備事業費として一般介護予防事業のうち地区サロンの活動や、脳のちよいトレ事業などの地域介護予防活動支援事業が、一般会計の重層的支援体制整備事業へ移行することによるものです。

21 ページの下段の 3 項包括的支援事業・任意事業費の 1 目から 3 目にかけての地域包括支援センターの運営費である、総合相談事業費、権利擁護事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、全額を一般会計の重層的支援体制整備事業に移行しましたので、総額で 948 万 5,000 円の計上をし、前年度より 1,543 万 6,000 円の減額となっております。

22 ページにかけての 4 目任意事業費につきましては 799 万 9,000 円を計上しており、成年後見制度利用事業、住宅改修支援事業等、地域支援事業の実施要綱に合致する事業を実施するもので、ほぼ昨年度並みとなっております。

23 ページ。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、7 目認知症総合支援事業費、24 ページの 8 目地域ケア会議推進事業につきましては、社会保障充実分として位置付けをされている事業となっております、それぞれに特化した内容の取り組みに係る事業費を計上しております。

6 目の生活支援体制整備事業費につきましては、一般会計の重層的支援体制整備事業へ移行しております。

24 ページ。

4 款基金積立金及び 5 款公債費は、前年度と同額を計上しております。

25 ページ。

6 款諸支出金につきましては、2 項 1 目にに他会計繰出金を新設し、438 万 9,000 円を計上しております。これは、地域支援事業から重層的支援体制整備事業へ移行した事業費について、負担する給付費割合に合わせ試算した結果、保険料で負担すべき金額を一般会計へ繰り出すものです。

26 ページにかけての 7 款予備費につきましては、予算総額が 18 億円を超えることから、100 万円増額し、200 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 2 億 6,149 万 8,000 円を見込んでおり、対前年度より 1,182 万 2,000 円の減となっております。第 1 号、被保険者数自体も減少しているのですが、保険料の高い 5 段階以上の方の減少幅が大きいため、歳入額全体が減少しているためです。

3 款国庫支出金につきましては 4 億 5,703 万 6,000 円を見込んでおります。対前年度比で 1,621 万 2,000 円の増、となっております。これは、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、国が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったものです。

9 ページ下段から 10 ページにかけての、第 2 号、被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金は 867 万 3,000 円の増額、および 5 款県支出金の 121 万 8,000 円の増額につきましても同様に、歳出の 2 款保険給

付費の増に伴い、支払基金および県が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったものです。

5 款 2 項 3 目の介護保険事業費補助金の 2 万 8,000 円につきましては、歳出で説明したスマートフォンの購入に対し、1 台の購入費に限り 2 分の 1 補助があるためのものとなっております。

11 ページの 7 款繰入金の 3 億 5,268 万円につきましても、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、町が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったもの、また、12 ページ 2 項基金繰入金につきましても 5,308 万 4,000 円を基金から繰り入れることで全体の調整をするものとなっております。

8 款繰越金以降 10 款町債までは、前年度と同額としております。

以上で議案第 95 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 96 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 64 ページ、薄だいたい色の予算書を願います。

予算書 1 ページよりご説明致します。

令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,939 万 6,000 円とするもので、4 ページ及び 5 ページの総括表のとおり、対前年度比で 87 万 5,000 円、約 4.7 パーセントの増となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費は 1,919 万 6,000 円を計上しており、1 節から 4 節までは地域包括支援センターの職員及び会計年度任用職員の給与等費として 1,755 万円を計上しております。

8 ページ。

12 節委託料につきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を居宅の介護支援専門員に委託する費用として 132 万 5,000 円を計上するものです。

6 ページにお戻りください。歳入についてご説明させていただきます。

1 款サービス収入は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として、要支援認定者に係る介護予防サービス計画を作成する介護予防サービス計画費収入を計上するもので、217 万 5,000 円としております。

また、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では 1,722 万円を計上し、職員給与のほか事務費などの歳出に対する不足分を調整し、計上しております。

以上で議案第 96 号の補足説明を終わります。議案第 95 号と併せて、ご審議のほどよろしく願います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは議案第 97 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 65 ページです。予算書は緑色のものをご覧ください。

予算書の 1 ページをお開きください。

本予算につきましては、第 1 条にて、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8,915 万 8,000 円と定めるものです。また、第 2 条で地方債の起債の目的、限度額等について定めております。

詳細について、まず、歳出から説明致します。10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、農業集落排水総務費につきましては 1,584 万 2,000 円を計上しており、前年度比 432 万円の増額となっております。

主なものとしましては、12 節委託料の公営企業会計移行委託料として 1,572 万円を計上しております。令和 6 年度運用開始に向け、昨年度から準備を進めているものでございます。

次に、2 項 1 目、農業集落排水維持費につきましては 4,530 万 7,000 円を計上しており、前年度比 1,404 万 6,000 円の増額となっております。

主なものとしまして、11 ページ、12 節委託料、施設の維持管理業務や、適正化計画策定、通報装置改修設計などを委託するもので、合計 1,467 万 3,000 円となっております。

また、14 節工事請負費は、3 年計画で実施しております、機能強化工事費が 1,340 万円、次のページに移っていただいて、中継ポンプ場通報装置改修工事費が 1,200 万円の、合計 2,540 万円を計上しております。

次に、2 款 1 項、公債費につきましては、町債償還の元金分と利子分の合計で 2,780 万 9,000 円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。7 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目の農業集落排水事業費補助金については 1,150 万円を計上しております。これは、機能強化工事に係る補助金と適正化計画策定に係る補助金、合計となっております。

3 款 1 項 1 目の農業集落排水使用料については、今年度の実績から 646 万 80,000 円を見込んでおります。

8 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金については 3,986 万 5,000 円で、前年度比 1,431 万 5,000 円の減額としております。

最後に、9 ページ。

7 款 1 項 1 目、町債につきましては、公営企業会計適用事業、農業集落排水施設機能強化事業、中継ポンプ場通報装置整備事業に充てるものとして 3,110 万円を計上しております。

以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは議案第 98 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は 66 ページです。

表紙がグレーの予算書をお開きください。

予算書にて補足説明を致します。

当初予算の概要につきましては、全体加入件数を 23 世帯 28 人と想定し、年間の使用水量を 3,480 立方と見込んでおります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

本予算につきましては、第 1 条にて、歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ 851 万 4,000 円と定めるものでございます。

それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。9 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出 1 款、事業費、1 項 1 目、事業費になりますが、維持管理経費としまして 503 万 2,000 円を計上しております。これにつきましては、令和 4 年度予算の決算見込み額に対して、新たに施設の水位計ユニット修繕料を加算して計上をしております。

続きまして、10 ページ。

2 款、公債費、1 項の公債費になりますが、328 万円 2,000 円を計上しております。

続きまして、歳出に係る歳入になりますが、7 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目の集落排水事業分担金になりますが、前年度と同様に、枠取りの予算としまして 1,000 円を計上しております。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の、集落排水施設使用料につきましては、72 万円を令和 4 年度予算の決算見込み額にて計上をしております。

次に、3 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、487 万 6,000 円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは議案第 99 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 67 ページ、予算書の方は若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 3 億 1,646 万 1,000 円とするものです。

これは、対前年度比としては、金額にして 2,586 万 9,000 円の増額の予算となっています。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。まず、歳出から説明を致します。9 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般理管理費で 16 万 1,000 円の減額となっておりますのは、報酬、報償費、旅費の減額が主な理由です。

1 節報酬、3 節職員手当では、会計年度任用職員 3 名分を計上しており、合わせて 636 万 9,000 円となっています。

一般管理費では、10 節需用費の電気料 436 万 2,000 円が大きなものとなっております。

10 ページ。

1 款 1 項 2 目、財産管理費で 2,763 万 8,000 円の増額となっているのは、役務費、備品購入費等の増額によるものです。

11 節役務費では、伝送路の保守料 2,914 万円 8,000 円が主なものであり、内訳は、光ネットワーク保守 2,900 万円、電気保安管理 14 万 8,000 円となっています。光ネットワーク保守は、後ほど説明致します光回線終端装置 D-ONU を加入者宅で交換するため、経費として昨年度より 500 万円増額としております。

12 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,745 万 8,000 円が主なもので、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費及び線路監視費等となっております。

13 節使用料及び賃借料は、主に四国電力、NTT 等の電柱共架料及び土地使用料で、前年度と同額となっています。

17 節備品購入費は、インターネットの速度で 1Gbps（ギガビーピーエス）サービスを提供するために必要な光回線終端装置 D-ONU を購入するための経費です。旧規格のままの約 1,000 ユーザーの方について、今後交換することとしております。

11 ページ。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業は 3,000 円の増額となっています。これは、18 節負担金補助及び交付金、その他負担金、ケーブルテレビ連盟負担金が 3,000 円増額になったためです。

2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業では 117 万 1,000 円の減額です。これは、新たにサブセンタースイッチの保守の発生により 11 節役務費保守料 104 万 3,000 円が増えたものの、昨年度実施したトランジット接続サービス中継回線増速業務としての委託料 276 万 1,000 円が減額したことによるものです。

3 款 1 項、公債費は 440 万円の減額となっております。これは情報基盤整備事業の償還金の減額によるものです。

12 ページ。

1 目の元金では、470 万円の増、2 目の利子では 910 万円の減額となっています。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円です。

次に、歳入について説明を致します。7 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 632 万 5,000 円増となっております。これは、テレビ放送加入者が令和 4 年度より 41 件増の 2,522 件、インターネット加入者が令和 4 年度より 113 件増の 1,854 件をそれぞれ見込んだものが主な理由です。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 21 万 4,000 円の増額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 1 億 8,140 万 3,000 円で、1,822 万 2,000 円増額を見込んでおります。

3 款 1 項 1 目、雑入につきましては 110 万 8,000 円の増額となっております。これは、電柱やケーブル線などの移転などで発生する移転補償費を実績により増額したこと等によるものです。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては昨年と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは議案第 100 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 68 ページでございます。

予算書のご用意をお願い致します。あさぎ色の予算書となります。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、16 ページ目から 24 ページ目にかけてあります、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますが、こちらが主要財務 3 表になります。

次に、1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載しています。

令和 5 年度の給水栓数は 6,223 栓でございます。

年間給水量は 125 万 3,064 立方メートルで、1 日の平均給水量としては 3,433 立方メートルを見込んでいます。

次に、第 3 条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を 3 億 1,747 万 4,000 円に、支出の総額を 2 億 7,194 万 6,000 円にするものでご

ざいます。

内容につきましては、30 ページから 36 ページの事項別明細書に記載していますので、恐れ入りますが 30 ページをお開きください。

まず、収入をご説明致します。

営業収益の給水収益につきましては、水道使用料 2 億 1,182 万 8,000 円、給水栓 6,223 栓分を計上しています。対前年比で 62 万 5,000 円の減額となっています。

なお、水道使用料につきましては、令和 4 年度の実績見込額により算定しています。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては 5,025 万 3,000 円を計上しています。

31 ページ。

他会計繰入金につきましては、前年度より 4,956 万 1,000 円の増となっております。これは今後大きな事業も控えており、事業計画を元に事業を行った場合、損益計算においてマイナスとなることから、その収益差を一般会計から補っていただくものです。

続きまして、32 ページから 36 ページの支出についてご説明致します。

32 ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用においては、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費及び、各種委託料や減価償却費等を計上しています。

1 目の原水及び浄水費は、昨年度と比較し 3 割近く増加しておりますが、その要因と致しましては、21 節動力費、主にポンプの電気料となりますが、電気料の値上げに伴い増加した分と、23 節修繕費におきまして佐賀地区の取水施設にあります自家発電機の冷却タンクの修繕が必要となったため、その修繕費を計上したものが主な要因となっております。

34 ページをお開きください。

6 目総係費、22 節委託料の水道施設台帳（機械・電気設備）作成委託業務につきましては、高知県水道ビジョンの中で作成が義務付けられているもので、これまで、送水管や配水管については管路システムにより管理しておりましたが、機械、電気設備についても現在の管路システム内に情報を取り込み管理を容易にするものです。また、水道料金システムをインボイス対応に改修するための委託料も計上しております。

本年度はほかに、漏水調査委託業務として漏水調査費用を計上しております。

また、35 ページの営業外費用においては、企業債償還利息と消費税を計上しております。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に、支出からご説明をさせていただきます。

38 ページをお開きください。

建設改良費は 1 億 5,396 万 1,000 円を計上しており、対前年比で 1 億 234 万 3,000 円の増額となっております。

この主な要因としましては、上川口からの取水に対し、ろ過施設を設置するための実施設計委託料と用地調査のための委託料、基幹管路更新のための工事費、ろ過施設等の用地費と公用車の購入費を新たに計上しており、それらが増加の主な要因となっております。

令和 5 年度の主な実施工事につきましては、鞭地区と湊川地区にあります取水ポンプの更新工事と、小

黒ノ川地区の国道 56 号改良に伴う配水管布設工事、佐賀地区基幹管路の更新工事と有井川地区基幹管路の移設工事、灘地区配水管移設工事を予定しております。

収入につきましては、37 ページに記載しておりますが、先ほどの工事等に対する企業債の借り入れと補助金などとなっておりますので、ご確認をお願いします。

恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。

第 4 条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,945 万円は、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金及び、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんを致します。

次に、16 ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について、ご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1 年間の現金の動きを表したものです。

1 の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

17 ページの 2 の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3 の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出及び借り入れ、返済による支出など資金の調達及び返済を表しています。

下段の、資金期首残高 2 億 8,971 万 5,354 円は、令和 4 年度予定貸借対照表、21 ページの 2 行目の現金預金の額となります。

また、資金期末残高の 2 億 7,611 万 8,863 円は、令和 5 年度予定貸借対照表、25 ページの 2 行目の現金預金の額となります。

18 ページから 19 ページには、令和 4 年度及び令和 5 年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載していますのでご確認ください。

次に、24 ページからの令和 5 年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、量水器等で 28 億 4,072 万 3,640 円。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、25 ページの 8 行目、32 億 2,505 万 6,497 円となっています。

負債合計は、26 ページの最後の行になります 24 億 572 万 3,680 円となっています。

資本合計は、27 ページの下から 2 行目になります。8 億 1,933 万 2,817 円となっており、負債と資本の合計が 32 億 2,505 万 6,497 円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、28 ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載しています。これは、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状況及び経営状況を正しく示すために採用しました会計処理の原則及び手続ならびに表示の方法を記載したものです。

以上で、議案第 100 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは議案第 101 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。

議案書の 69 ページをご覧ください。

本件につきましては、佐賀地区にある黒潮町立佐賀児童館の管理運営を、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、及び、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づき、本年 4 月 1 日から令和 10

年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人はらからに委託させるものでございます。

指定管理者の募集につきましては、昨年12月8日から28日まで21日間、町のホームページや広報誌に掲載して公募を行いました。その結果、申請をしてきた団体は、本議案に提出しているNPOはらからの1団体だけでした。

これを受けまして、去る2月2日に町指定管理者選定委員会を開催し、審議した結果、指定管理者としてNPOはらからを適当とする決定がされましたので、本議会に提案させていただくものであります。

NPOはらからは、平成17年度、2005年度から佐賀児童館の指定管理者として活動を行っており、現在も同児童館の指定管理を受けている団体であります。

地域貢献や地域雇用ができており、これまでの実績等も踏まえ、その業務を適切に行える団体であると考えますので提案をさせていただきました。

指定管理者候補は、幡多郡黒潮町佐賀2995番地44、特定非営利活動法人はらから、代表理事川崎健太郎、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

以上で、議案第101号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、私の方からは議案第102号、および議案第103号の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第102号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案書の70ページをお願いします。

それでは、主な内容について説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、幡多郡黒潮町浮鞭字八反芝953番1、その名称は黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたでございます。

指定管理の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

現在の指定期間が令和5年3月31日で満了となることから、選定に当たりまして、黒潮町公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例第3条に基づき、令和5年1月4日より公募を実施したところ、幡多郡黒潮町浮鞭953番地1有限会社ビオス、代表取締役土居忠（どいただし）氏1者から応募があり、同6条、公の施設にかかわる指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い、指定管理者の候補と致しましたので、地方自治法244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定する議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由についてご提案致します。

この施設は、土佐西南大規模公園内の優れた自然景観を有する本町において、観光及びレクリエーション客等の公園利用者の増客により地域間交流の拡大を図り、よって公共の福祉の増進と観光産業の活性化に資するために設置をしております。

指定管理者の募集に当たりましては、道の駅整備の目的を踏まえ、民間感覚を生かした経営に努め、収益性の確保や高いコスト意識に基づく効率的な運営を行うこと。また、町内の製品の供給、販売を主とした管理運営を基本として行うこと。さらに、黒潮町内での施設の経済的効用を最大限に発揮するため、町内で調達可能な物品については町内で購入に努めることを運営の基本方針として公募を致しました。

有限会社ビオスにつきましては、当該施設の現在の指定管理者であり、食堂では地域の食材を使用したメニューを提供し、直販所でも地域商品を中心に販売をしております。また、地元スタッフが接客することで交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献していただけることが期待できます。

以上、これらを黒潮町公の施設に関わる指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者の候補者として有限会社ビオスを選定致しましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 103 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の 71 ページをお願いします。

黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について、幡多郡黒潮町佐賀 763 番地、明神水産株式会社、代表取締役、明神正一氏を指定管理者の候補と致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由につきましてご提案致します。

黒潮町水産加工施設につきましては、当初、魚醤の製造施設として黒潮町の佐賀漁港の隣接地に設置され、魚醤製造が衰退した後に水産加工施設として新たな活用が始まり、現在、明神水産株式会社を平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 5 年間、指定管理者に指定し施設の管理運営を行っているところでございます。

このたび、施設の指定管理期間の満了に伴い、新たな公募による指定管理者の募集を行ったところ、明神水産株式会社、1 者より指定管理者の指定申請書が町に提出されました。

申請の内容としましては、指定管理者としての創意工夫に基づいた管理運営を行うことを原則としており、地域製品の加工販売を行い、また、地元地域との連携を図ることにより質の高いサービスを提供するとともに、安全安心な加工品の販売促進に取り組み、経営の安定した施設運営につきまして引き続き目指すものとなっております。

今回の件につきましては、現指定管理者が指定管理期間の更新ということで、引き続き施設の設置目的に沿った運用を行っていくこととなっておりますので、明神水産株式会社を指定管理者とすることが適当と認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは議案第 104 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、補足説明を致します。議案書は 72 ページから 73 ページ、参考資料の新旧対照表は 43、44 ページでございます。

この議案は、平成 22 年 1 月 19 日に四万十市および宿毛市と黒潮町との間で定住自立圏形成協定を締結し、この協定に基づき、関係市町村が連携して推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを平成 22 年 8 月に策定していきまして、計画更新のタイミングで、年数経過に伴い変化する取組状況と協定内容との乖離（かいり）部分を是正するため、これまで 2 回、協定の一部変更を行っています。

まず、定住自立圏構想について少しご説明をさせていただきます。

これは市町村の主体的な取り組みとして、定住自立圏構想推進要綱の規定に基づき、平成 21 年 4 月から

全国展開されているものでございます。幡多地区では四万十市と宿毛市を中心市として、それぞれの近隣市町村が幡多全域を圏域とした定住自立圏を形成し、相互に役割分担して定住のための暮らしに必要な都市機能及び生活機能を総体として確保するとともに、地域の強みや魅力を磨き上げることで、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、地域全体の活性化を図るための取組みを推進するものでございます。

今回ご提案する協定の一部変更につきましては、四万十市を中心に進めておりました看護系4年制大学の誘致に関しまして昨年11月に誘致断念を決定したことに伴い、協定から取組みを削除し、現状に即した協定内容へと修正するため、定住自立圏構想推進要綱、ならびに議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の43ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正前には、第3条第1号、ウ（イ）に看護系4年制大学の誘致に関する内容を、取組内容や中心市と近隣市町村の役割に関して記述をしておりましたが、誘致断念に伴いまして実施の見込みがない事業は協定に記載すべきではないことから、現状に即し取組みを削除するものでございます。

以上、議案第104号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 19分